

平成28年3月11日

◎依光委員長 ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

公営企業局から、報告事項に関する資料が提出されましたので、お手元にお配りしています。

あわせて、昨日の委員会で浜田委員から要請のありました予防接種後の健康被害に関する資料、昨年9月の常任委員会において坂本委員から要請のありました病院受診時の定額負担に関する資料が執行部から提出されましたので、お手元にお配りしています。

#### 〈児童家庭課〉

◎依光委員長 それでは、昨日、児童家庭課の説明をいただきましたので、これより質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 ひとり親家庭の自立支援事業の関係で、拡充したり、あるいは新規で事業費補助金が計上されているんですけども、対象となる人数、大体どれぐらいの方がこの補助金で職業訓練を受けていただくとか、見込みの数はどんなになっているんでしょうか。

◎森児童家庭課長 ひとり親家庭の取り組みの中で特に来年度拡充していきたいと思っておりますのが、ひとり親家庭の方に看護師とか保育士、それから介護福祉士なんかの資格を取っていただいて、それをもって確実な就労につなげていただくという取り組みを進めようとしています。それは、190ページにあります上から5つ目のひとり親家庭自立支援事業費補助金です。これにつきましては、昨年度は128の方が受講しております。来年度、ここを150人程度には持っていきたい。さらにそれから、資格につきましても今、2年以上の資格ということになっておりますけれども、そこを1年で取れるような資格、例えば調理師の免許とか、そういった資格にも今後拡大をしていきたいと考えております。

それからもう一つ、同じくその下のひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金とあります。これは、先ほど申しました高等職業訓練促進事業で資格を持った方が入学時に50万円の入学準備金、そして就労するときに20万円の就労準備金の貸し付けを受けられるようになっております。ここについては50名程度を予定しております。毎年40名程度これまでも卒業しておりますので、50名を来年度は予定したということです。

◎坂本（茂）委員 この2つの事業というのは相当この子どもの貧困対策の計画の中でも力を入れている部分だろうと思うんで、今のところそれだけの方々が補助金を受けてくれるのではないかという見込みのもとに予算化されているわけですけども、例えばそれ以上に、この制度が周知される中で、私もということになったときは、補正を組んで応えていくとかというスタンスでおられるのかどうか。

◎森児童家庭課長 この取り組みについて、貸し付けは県が一本でやりますけれども、その手前の資格取得については、町村の分については県が対応します。それから、市にお住まいの方は市のほうで対応しますので、こういった制度の拡大も含めて市のほうには通知をしまして、取り組んでくださいとお願いをしております。そういった状況の中で、もしさらに要望があれば、私どものほうも途中で対応できるものについては検討してまいりたいと思います。

◎坂本（茂）委員 はい、よろしく申し上げます。

◎吉良委員 192ページの子どもの貧困対策推進事業ですけれども、これは国の寄附金を使っただけの調査だと思うんですけれども、その対象と考えているのは大体どういう層の子供とか世帯なのか教えてもらえますか。

◎森児童家庭課長 1つは、やはり今年度、ひとり親家庭の実態調査ということで、広く、厳しい環境にある家庭を調査いたしました。来年度は、おっしゃられた交付金を活用した上で、小中学生の子供と家庭の状況を広くつかみたいと考えています。それとあわせて、あとは生活保護世帯の状況、こういったところの調査内容等をこれから精査して実態をつかみたいと考えます。

◎吉良委員 県内の各市町村漏れなく、悉皆じゃないと思うんですけれども、漏れなく調査できるように。

それから、ほかの県と比較検討できるような調査方法がええと思うんですわ。そういう意味では、常に比較される沖縄の先行した対象を参考にしながらやると、沖縄県と比較できる。沖縄は、大阪と比較できるようになっているんですね。それに倣って横浜市だとか足立区なんかもあるわけですけれども、ぜひ先行している沖縄の例なんかを参考にしながら、まず対象を決めていただきたいと思います。

沖縄は、県域を5圏域に分けて、大体児童生徒数の10%程度でやっているんですよ。その1割程度で果たしていいのかどうか、ぜひそこな辺もちょっと早目に検討して調査していただきたいと思います。

それとあわせて項目もぜひ比較検討できるように、参考にしながら、ちょっと物質的な剥奪率も含めてやっていただきたいと思うんですけれども、それらも含めてもうちょっと今のお考えをお聞かせ願えますか。

◎森児童家庭課長 沖縄県の調査については、今回の議会での御質問にもありましたので、そこは承知をしております。実態調査に当たっては、先ほど言いました指標のことも含めてどういう項目にするのかについて、調査内容についても、沖縄の事例、あるいはまた専門家の方の御意見なんかもお伺いしながら、今後詰めていきたいと思っています。

それから、どの程度の調査の規模になるかということですが、今確保している予算のことですとか、あるいはまた各市町村の教育委員会等との協力も必要になってまいりますか

ら、そこもまた今後十分検討してまいりたいと思います。

それから、個々の指標のデータですが、子供の貧困率については所得をベースにした算定基準でありますので、委員のおっしゃられた物質的剥奪についても、こういった項目を調査すれば一番効果的なのか、ここはまた専門家の方の意見を聞きながらやらないと十分な調査にならないとお聞きをしておりますので、そういったことも検討しながら、調査項目についても検討して調査の中に盛り込んでいきたいとは考えております。

◎吉良委員 実際に調査に当たるのはどういう形ですか、教師を通したアンケートをやるのか、保護者に対してどういうふうにするのかと、それはどう思っていますか。

◎森児童家庭課長 例えば学校を通じてとなると、各教育委員会の御協力も必要になってまいります。そういうこともありますので、ここはまた今後検討していきたいと思っております。

◎吉良委員 いずれにしても、現在今並行してなされている貧困対策のさまざまな事業ももちろん大事ですけれども、極めて基礎的な指標となる調査になると思いますので、ぜひ抜かりのない、次に生かしていける、PDCAサイクルを回していける、それで全国とも比較できるようなものにしていただきたいと要望しておきます。よろしく願いいたします。

◎井奥地域福祉部長 ごもつともだと思います。今また政府のほうは、厚労省のほうで6歳未満の乳幼児の栄養調査というのをやっています。従前、2歳未満ですけれども、今回は6歳まで、この貧困の問題もありますので、その辺の調査項目で全国的な動向もわかるということが1つあります。もう一つは、委員お話のありました沖縄の生活実態調査と相対的貧困率、一定、相対的貧困率については限界がございますけれども、我々としてやりたいのは、まずは生活実態調査、今回の計画をつくる、後で課長から報告ありますけど、実態を調べる中で、例えば生活保護世帯、ひとり親世帯、児童養護施設の子供、それぞれまた置かれた環境当然違うんですけれども、進学率とか就職率というのも全国と比べますとやっぱり本県の特異性みたいな部分も出ています。ひとり親家庭では非常に進学率が高いという形のものがあって、全国とは違うようなこと、その辺うまく本県の実情に合うような形の、特に生活実態調査については項目は一定有識者の方のお話も聞いてセレクトしないといけない。そのときには、他県との比較ということも当然念頭に置いて、より政策効果が上がるようなデータのとり方を考えていきたいと思っております。

◎吉良委員 作業部会というか、私、人数のことも聞いたんですけれども、実際にそれをやっていく作業部会と、それとは別に作業部会に対するいろんな考え方を指し示していくような、あるいは有識者の会議だとか、それら作業部会と有識者の検討会を合わせて、知事を含めて何か推進会議みたいなイメージ図があるんですけれども、一体どういう推進体制を本県はとっているのかいまいちわかりにくいんですけれども、どういう体制になって

いるんですか。

◎森児童家庭課長 後で御説明いたします計画の中に含まれておりますが、基本的には日本一の健康長寿県構想の中で四半期ごとにPDCAを回していく形の中で進めていくというふうには考えております。あと、先ほど申しました専門家などの意見については、どういう形で聞いていくかというところは、個々の、先ほどの調査のところではいろんな御意見を聞こうと思っております。

◎吉良委員 担当の方が集团的に組織的に取り組めて、そして私らだとか県民が問い合わせするときにも窓口がしっかりわかっているようなものになると、非常に効率がよくなると思いますので、よろしく願いいたします。

◎桑名委員 皆さん方も承知だと思いますが、きょうの高知新聞に出ていた児相の中核市への設置と、また虐待通告窓口を一元化が報告書の中でまとめられたということで、これについてこれから議論もあろうかと思えますけれども、大体どんなイメージになるのか、つかんでいるところを教えてください、あと中核市に児相となると、高知市が児相を持つということですが、そうすると県の児相と市の児相ってどういった関係でやっていくのか、まだイメージ的なところまでしかつかんでいないでしょうけれども、お話しできる場所があれば教えてください。

◎森児童家庭課長 今、国のほうで新たな子供家庭福祉のあり方というところで検討が進められたんですけれども、その検討を踏まえての報告になったと思います。中身としましては、基本的に児童虐待などで直接保護なんかをしなければならないような状況の分については児童相談所が対応する、それからそういう時期が終わって一定家庭に帰されたような状況の場合は各市町村で対応するという形で、今まではどんなケースも2層構造の中でやっていましたけれども、これからはそういう順番というか、そういう形の中でやっていくという形で議論をされておりました。その方向が打ち出されたと思います。

それから、中核市への設置につきましては、そこは5年間をめどに対応できるような形で順次準備を進めていくと、行く行くは中核市で担っていただく。それはやはり住民が一番近いところで、虐待の受け付けから最後の措置まで全て完結させるということが一番対応としてはいいだろうという考え方の中でそのようになっているということと、やはり児童相談所にケースが集まり過ぎることもあろうかと思えます。そういう形の中で、5年後を目指した取り組みだと理解しております。

◎桑名委員 中核市ですから、高知市もそれなりに担ってもらわなくちゃいけませんけれども、ただ高知市もいつも何かあったときには人がいないという状況の中で、中核市であるから児相をつくれといっても困るような気も、高知市自体も対応が大変だと思うんですけれども、そこら辺はどんな。

◎森児童家庭課長 中核市への児童相談所の設置につきましても、全国知事会のほうに厚

労省からの意見照会なんかも来ております。少子化PTのほうでその意見の取りまとめをしたという経過もございまして、今のところはそういう形で進めていくのであれば、当然中核市の御意見を十分聞くということと、必要な人的あるいは財政的な支援をしっかりと提供して、進めるに当たっての過程を、ロードマップといいますか、しっかり明らかにして進めてもらいたいという御意見を返させていたおいておるといふ状況でございます。

◎桑名委員 これからですね、そういう意味ではね。はい。

◎浜田（英）委員 業務概要で中央児相なんかに行っても、やっぱり中央児相は高知市に一步引いた形で対応しているんで、今のデータを抽出する場合でも高知市を除いたデータしか出てこない分が大分あるんですね。実態として、大部分の子供たちは高知市におるんで、そこら辺はこれからどう連携を持ってやっていくかと。全体像をつかまえるにはどうしても高知市のデータが必要ですので、そこら辺を十分にこれからお互い機能連携しながらやるようにひとつお願いしておきます。

◎坂本（茂）委員 子どもの見守り体制推進交付金の関係で、これ市が対象になっていると思うんですけども、今回の予算で。町村のそういう見守り体制というのは県がもう一括でやると、そういう体制づくりをしていくということ。

◎森児童家庭課長 あくまで市というのは予定でございますので、町村のほうでやはりそういう体制を早くつくりたいということであれば、町村も当然対象になってまいります。予算を組み立てる上で、まず市を優先的にという形で想定して予算計上させていただいているということでございます。

◎坂本（茂）委員 そしたらこれも今のところ200万円定額の11市ということで、例えば町村も含めて、いやうちもやりたいんだとなってきたら、これはどうなるんでしょう。

◎森児童家庭課長 市町村には3月末に各ブロックに説明会をして、十分この仕組みですとか進め方について説明するようにしております。その中で、早くうちもこの体制をとりたいたいということであれば、年度途中でもそれは対応できるような形でやっていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 そういう前提のもとで見たときに、やはりいろんな場面で言われることですけど、やはり民生・児童委員の負担が相当この事業でもかかってくるのかなあと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

◎森児童家庭課長 民生・児童委員さんとはいろんな取り組みの中で、当課も3年前ぐらいから県民児連それから各市町村民児連ともいろんなかかわりをさせていただいております。特に虐待の関係でいきますと、今年度、いろんなケースに民生・児童委員さんも入って見守りをやってみましょうということで、中央児童相談所の市町村支援専門監を中心にそういう取り組みをやってまいりました。それを踏まえての今年度、ここを一気に県下に

広げて、県下全体でできるだけ多くのケースについてこういう見守り体制を広げていきたいということで、先日も県民児連のほうに行って役員さんたちに御説明をさせていただいて御協力をお願いしてきたところでございます。そういった中で、これから市町村ごとで状況も違うと思いますけれども、そこはまた中央児童相談所と一緒にしっかりと進めていきたいと考えております。

◎井奥地域福祉部長 今課長から説明がありましたけれど、今回の予算については、今委員がおっしゃられた民生・児童委員さん、いろいろ複雑に業務が多岐にわたってなかなか大変になっていることもあって、市町村の職員も業務的にも大変ということで、そういうことを仲立ちするような意味も含めてコーディネートする方をぜひとも雇っていただきたいと、そうすることが結果として民生・児童委員さんが相談しやすい体制に、過度に心理的にもいろんな部分で負担がかからないということもあって、県のほうでその財政支援をして配置していただきたいという趣旨です。

件数について、予定していましたが市ですけれども、圧倒的に、浜田委員もおっしゃっていましたように高知市の要保護児童対策協議会で扱う件数が多いです。その次に多いのがやっぱり市レベルということで、町村と市の間で虐待事例として扱っている件数が極端に実態として、それが全て網羅できとるかどうかはまた別の問題ですけれども、あります。そういう意味で、県としては早急に、件数の上がっておる市にやっていただきたいと。ただ、町村レベルでも、県下でも件数的にかさばっておるような高知市周辺の幾つかの町村は確かにあります。そういうところから御相談いただければ積極的に対応を図っていきたくて考えています。

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈少子対策課〉

◎依光委員長 次に、少子対策課の説明を求めます。

◎西村少子対策課長 少子対策課でございます。よろしくお願いいたします。

当課からは、平成28年度の当初予算と27年度の補正予算をお願いしております。報告事項の日本一の健康長寿県構想につきましても、あわせて御説明をさせていただきます。

まず、当初予算の説明をさせていただきます。

お手元の右肩番号②議案説明書当初予算の193ページをお願いいたします。

歳入でございますが、9国庫支出金の(13)少子対策費補助金の右側の説明欄をお願いいたします。

地域少子化対策重点推進交付金、それから結婚新生活支援事業費補助金など6本の補助金は、国交付金や補助金を受け入れ、当課の事業に充当するものでございます。

また、10財産収入の(14)安心こども基金利子収入は、当課が管理しております高知県安心こども基金の利子を計上しておるものでございます。

歳入全体では、昨年度に比しまして967万1,000円の増となっておりますが、これは地域少子化対策重点推進交付金について県民運動推進事業などの充実に伴い増になったことなどによるものでございます。

次に、歳出のほうをお願いいたします。

194ページです。

議案説明書の説明欄の2少子化対策推進費でございます。

1番目の子ども・子育て支援会議委員報酬は、子ども・子育て支援新制度における県の支援計画の状況などを御審議いただく委員への報酬でございます。

次に、子どもの環境づくり推進委員会報酬でございますが、こちらは子ども条例に基づき設置しておる委員会への委員報酬でございます。

次に、2つ飛ばしていただきまして、地域少子化対策重点推進補助金でございますが、こちらは結婚支援や子育てに温かい社会づくりなどに向けた機運の醸成など、市町村が実施する取り組みを国の交付金により支援するものでございます。

議案説明書の195ページをお願いいたします。

3少子化対策県民運動推進事業費でございます。こちらは長寿県構想の5ページをあわせてごらんいただきたいと思っております。

長寿県構想の4つ目の柱といたしまして、少子化対策の抜本強化と掲げさせていただいております。

左のほうに、まず1ということで、ライフステージの各段階に応じた取り組みのもう一段の充実・強化の部分でございますが、より多くの県民の皆様の結婚、出産、子育ての希望をより早くかなえるとともに、理想とする子供の人数をよりかなえる、そういうふうなことで、総合的な結婚支援策や子育て支援策などをライフステージの各段階に応じて切れ目ない支援策として充実強化を図ることとしています。

こうした一連の少子化対策は、県民運動となってこそその実効性が上がるというふうなことでございますので、右の2、官民協働の県民運動として展開をしていこうと考えております。これまで働きかけが十分とは言えませんでした民間企業などの皆様と協働した取り組みを進めるため、高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設いたしまして、少子化対策に資する取り組みを進めていこうとしています。この応援団に対しましては、例えばマッチングシステムの独身者への会員登録の呼びかけであったり、婚活イベントなどへの参加の声かけ、あるいはイクボス宣言に関する取り組みなど、こういったことを毎月、県の施策に合わせまして県から応援団の皆様をお願いしたいことなどを提示しながら取り組んでいただく、そういったことで県民運動へとレベルアップが図られるようにしてまいりたいと考えております。

加えて、一番下の部分でございますが、こうした一連の取り組みにつきまして、高知県

少子化対策推進県民会議に、結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス、広報啓発の4部会を設けまして、PDCAサイクルを通じた進捗管理を図りながら少子化対策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、長寿県構想の64ページをお願いいたします。

官民協働の県民運動への抜本強化と書いております。

左の部分の現状欄でございますが、2014年の本県の出生数は5,015人、それから合計特殊出生率は1.45というふうなことで、依然として厳しい状況でございます。

取り組みの方向性については、先ほど申し上げた形となりますが、右側の中段に取り組みについて少し記載をさせていただいています。こちらの部分については、議案説明書の195ページをお願いいたします。

こちらの上から6番目でございます。少子化対策啓発事業委託料でございますが、少子化の現状と少子化の対策の必要性、県の取り組みを広く県民に周知するために、例えばテレビコマーシャルであったり、それからパンフレットによる啓発に取り組むものでございます。また、次年度から、県内の企業や団体内における結婚支援や子育て支援などの具体的な好事例についても拾い上げ、表彰を行っていくなどによりまして、企業や団体の中での取り組みを拡大してまいりたいと考えております。こういった取り組みに関する新聞広報などもこの中で行ってまいりたいと考えております。

次の少子化対策県民運動推進事業委託料でございますが、こちらは県民会議の構成団体や民間の企業の皆様と連携し、出会いや子育てなどを応援するフェアの開催などによって、例えば家庭を持つことの大切さであったり子育ての楽しさについての啓発と機運の醸成に取り組むものでございます。

その下、高知家の出会い・結婚・子育て応援団連携強化学業委託料は、応援団の皆様への情報伝達であったり、応援団内の結婚、子育ての支援をサポート、そういうふうなことをする連絡調整や相談対応などに取り組むものでございます。先ほど申し上げましたが、応援団に対しましては毎月、県の施策に合わせて何らかの具体的な取り組みについて御提示をしながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

中段中ほどの4地域子育て推進事業費でございます。こちらは、あわせて長寿県構想の66ページをお願いいたします。

左の現状欄に記載しておりますけれども、県民意識調査では、理想の子供の数2.45人と、予定する子供の人数2.09の間に乖離が生じている現状がございますし、本県は女性の労働力率が高く、共働き世帯が多い、そういった本県の状況を踏まえまして、子育ての孤立感や不安感を持つ家庭、あるいは働きながら子育てを行う家庭への支援など、子供を産み育てやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

議案の195ページをお願いしたいのですけれども、そういった中で、中段のライフプラ

ンセミナー開催委託料というのが下から4つ目でございます。こちらでは、妊娠、出産を含め、若い世代が今後の人生の中で希望をかなえていくための知識を身につけるセミナーを開催し、御自分のライフプランを考えていただく機会を提供するものです。次年度は、大学や専門学校などとも連携いたしまして、社会へ出る学生を対象に、妊娠、出産などに関する正しい知識を伝える機会を提供してまいりたいと考えております。

議案説明書の196ページをお願いいたします。

上から2つ目の地域子育て支援拠点等運営事業費補助金でございます。この補助金は、市町村の地域子育て支援センターの運営費に係る経費でございます。市町村に交付するものです。

次の地域子育て支援拠点環境改善事業費補助金は、市町村の支援センターの改修などを行う場合の経費でございます。

その下、安心子育て応援事業費補助金でございますが、こちらは市町村あるいは団体、企業、子育てサークルなどが行う子育て支援の取り組みに対しまして県単独で補助を行うものでございます。

続いて、5 出会い・結婚支援事業費でございますが、長寿県構想の65ページをお願いいたします。

現状欄のところにもございますように、生涯未婚率や平均初婚年齢の上昇傾向が続いており、少子化対策の一つの柱としまして未婚化・晩婚化対策に引き続き取り組んでまいります。

その右側の課題欄にも記載しておりますが、今までの取り組みによって出会いの機会はふえてまいりましたものの、独身者の多様なニーズに応えるためには、御自分に合った相手を効率的に探せる仕組みが必要というふうなことで、イベントや交際時にもきめ細かな支援が必要という課題、そういったものがいろいろやっていく中で明らかになってまいりました。

そのため、その下の平成28年度の取り組みのところでございますが、出会いの機会の拡大・強化といたしまして、趣味や年齢層など一定の条件で相手を検索し、条件の一致した男女を引き合わせるマッチングシステムの構築を進めてまいりました。来月の4月1日からこちらのほうは本格稼働をすることになっております。現在、このシステムの窓口は高知市1カ所のみになっておりますけれども、28年度の上半期には東部と西部に支所を開設し、アクセスを充実することによって、より多くの独身者の出会いの機会を提供してまいりたいと思います。

それから、独身者に対するきめ細かな支援の充実としまして、イベントでのアドバイスや交際時の支援を行うボランティアの養成も行っていきたいと考えています。

それでは議案説明書の196ページでございます。

中段の出会い・結婚応援事業実施委託料でございますが、独身者を対象とした県主催の交流会などを開催するものでございます。

次の出会い・結婚・子育て応援窓口業務委託料でございますが、こちらは先ほど説明したマッチングシステムの窓口であるこうち出会いサポートセンターや応援コーナーの運営に要する経費でございます。

2つほど飛ばしまして、出会いのきっかけ応援事業費補助金でございますが、こちらは市町村や団体などが行います出会いのイベントの経費でございますが、定額の助成を行うものでございます。これまで、何回開催しても補助金の上限額は20万円としておりましたが、少し回数もふやしていただくというふうなインセンティブにもつながりますので、次年度から、1回以上は20万円でございますが、例えば3回以上企画される場合は25万円、5回以上企画する場合には35万円というふうに少し内容を見直しまして、申請団体の開催回数をふやしてまいりたいと考えております。

次に、一番最後の6安心子ども基金積立金でございますが、こちらは平成26年度に実施した保育所等の整備の事業補助金の執行残額を基金のほうに積み戻しますとともに、それから基金の運用利息の積み立てを行うものでございます。

以上で少子対策課の平成28年度の当初予算額は3億7,344万3,000円でございますが、前年度と比べ8,304万円余りの増となっております。その要因は、県民運動推進事業の拡充などによるものでございます。

当初予算につきましては以上でございます。

次に、お手元の補正予算の御説明をさせていただきます。

右肩の番号④議案説明書の補正予算、こちらの103ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金の(11)少子対策費補助金、こちらのほうは地域少子化対策強化交付金などで実績見込み額との差により減額するものでございます。

104ページのほうをお願いいたします。

歳出でございますが、説明欄の1人件費の市町村派遣職員負担金でございます。こちらは市町村から当課に派遣されている職員の給与相当額を派遣元の市町村に対して負担するものでございます。

次の2少子化対策推進費の県民意識調査委託料につきましては、契約実績に基づき減額を行うものでございます。

それから、次の地域少子化対策強化交付金から一番下の出会いのきっかけ応援事業費補助金まででございますが、こちらのほうは市町村などの実績等々の見込みに基づきまして減額をさせていただくものでございます。

最後、105ページをお願いいたします。

5安心子ども基金積立金でございますが、こちらは基金の利子収入が当初見込んでおり

ました予定よりも多くなりましたものでございますので、基金への積立金を増額するもの  
でございます。

補正予算につきましては以上です。

これで少子対策課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎**依光委員長** はい、ありがとうございました。

質疑を行います。よろしいですか。

◎**坂本（茂）委員** 補正の関係で、104ページの地域少子化対策強化交付金1,000万円の減  
なんですけど、これ2,000万円の予算額に対して1,000万円というたら半分、ここはどういう  
状況なんでしょう。

◎**西村少子対策課長** こちらは国の交付金で10分の10の補助が当たるということで、市町  
村でも積極的にやっていただきたいということで2,000万円を当初計上させていただきました。  
ただ、ちょっと内容的に国のほうも10分の10の補助ということで、事業に当たっては先  
駆性といいますか、他の地域にない、少し先進性のあるものという補助の内容がござ  
いまして、いろいろと市町村に働きかけをしたんですけども、最終的に1,000万円の  
計上で終わったということで今回減額をさせていただくものでございます。

◎**坂本（茂）委員** 上限が1,000万円ですので、やったのは1自治体だけですか。

◎**西村少子対策課長** この部分につきましては、中芸広域連合のほうで900万円ぐらいだ  
ったと思いますけれども、執行をしていただいたということでございます。

◎**坂本（茂）委員** まあ言うたら実質的にこうであって、ほんで来年もまた2,000万円を  
予算計上。来年は1,000万円ですか。

◎**西村少子対策課長** 来年度は650万円ぐらいだったと思いますけれども、議案説明書の  
194ページをごらんいただきたいんですけども、地域少子化対策重点推進補助金という  
ことで635万円を計上させていただいております。

◎**坂本（茂）委員** ということは、来年もそれほど手を挙げるところがないというこ  
とで、実態に合わせた形での予算化になっている。もともとやっぱりこの事業、さっき言  
われた、ほかの自治体に先駆けての先駆性があるとかということを含めて、交付金そのもの  
のハードルが高いということでしょうか。むしろこういった交付金をじゃあ利用してやっ  
ているところの自治体の例に倣ってやろうとしても、先駆性はないわけですから、そした  
ら、そこは対象にならないとか、そのハードルが高過ぎることによってなかなかこうい  
った切れ目のない支援策に取り組めない状況になっているのか、その辺はどう。

◎**西村少子対策課長** 去年は最初ということもありまして、金額のほうも補正でついたり  
したものですから、私どももできるだけ市町村に挙げていただきたいということで  
2,000万円を計上させていただきました。実際はこうなったわけなんですけれども、次年  
度の予算に当たりましては国のほうも検討を進められまして、先駆性だけじゃなくて、先

駆性のかわりに、例えば、国の委員会で審議をしていただいて、なるべく地域の実情に合わせて取り組むものは拾い上げるということで補助要綱の内容なんかも改正をされております。

そういったことを踏まえまして、もう少し昨年よりも事業の対象とかがはっきりしてまいりましたので、市町村のほうに投げかけをしましたところ、今の見込みでは630万円余りでございますが、これはまたさらに市町村にも御説明をして、補正でもやりたいというところが出てくれば、それは地域のほうの実情に沿って私どももそれは予算的には対応していきたいと考えております。

◎西森委員 マッチングシステムのことで教えていただきたい。これは先ほどの説明で4月1日からということを言われた、予定ではもっと早く始まるという予定じゃなかったですか。

◎西村少子対策課長 事前にお引き合わせをする前に御本人の情報を登録していただかないといけないということがございます。そういうことで、1月から事前の登録を受け付けさせていただいています、今まさに登録をしていただいているということでございます。大体今390人ぐらいの方から会員になりたいというお申し込みをいただいています、その方々に今、例えば独身証明書とか、それから個人の情報とかそういったものをお持ちいただいて、まさに登録していただいて、300人ぐらいになる、会員が確保できる見込みが立っていますので、4月1日からその方たちに、予約を入れていただいて、私の希望する方をじゃあちょっと検索をさせていただくとかというのはまさに4月からやらせていただきます。その中で、双方がじゃあ一度お会いしてみたいということになった方々については、4月以降に日時を設定していただいてお引き合わせをしていくという今状況でございます。

◎西森委員 今の段階で390名が申し込みということですが、これはどうなんでしょう、多いと捉えているんでしょうか。

◎西村少子対策課長 当初の目標の300人というのは何とかクリアできそうですけれども、近県でいうと富山県とか山梨県とかが同じようなものをやられています、ちょっと前からですね。そこが700人とか600人とかという会員でございます。県の規模でいうと、山梨県とかが高知県よりも若干人口が多いかと思えますけれども、それぐらいでございますので、私どももそれ以上、やはり600、700人から1,000人近くまでそれは目指してやりたいと思っております。実際に今、出会いのイベントということで県が主催しておりますものに、メールマガジンとか情報を配信してよって言っている方が3,000名ほどございますので、その方たちの中で御希望される方にぜひもっと登録をしていただけるように私どもも声かけをしていきたいと思えますし、ただそういうのは嫌という人もいますので、そこは押しつけにならないように、お声かけはしてまいりたいと思えます。



いまして、これをどんどんふやしていくように頑張ったいと思います。

◎西森委員 今聞くと、非常にサポーターの活躍というを感じるわけですがけれども、そういったところをさらに力を入れて、マッチングする人も含めて、またぜひ進めていただければと思います。お願いします。

◎桑名委員 切れ目のない子育て支援策の抜本強化ということで、いろんな部局が集まってやっていますけれども、病児・病後児保育、この間質問があって教育長なんかも答えています。施設型はそれぞれの問題をクリアしながら、これから拡充させていくということですがけれども、今、訪問型も民間の人たちが立ち上げてやろうとしていますけれども、地域福祉部の考え方としてどういう支援ができるかとか、そういったところ、お考えがあればお聞かせ願いたいんですけど。

◎西村少子対策課長 病児・病後児保育自体は、教育委員会が主体ですがけれども、私どもいろいろな中で県民会議という場を持たせていただいています。この中には保育園の団体の方もおられますし、それからその他の団体の方も、要は広く多くの方が入っておられます。その中に子育て部会というのも新たに設けさせていただきました。その中で例えば病児・病後児保育の話なんかもテーマとして挙げさせていただいて議論をしていただく、それからそういった部会に参加している方を通じていろんな意見をいただいたり周知をしていく方法もあろうかと思えます。それから、今度新たにつくる出会い・結婚・子育て応援団、これは広く県内の企業、団体にも入っていただきます。そういった中で、例えば具体的にこういうものが整理できたよということであれば、協力を呼びかけることもできるかと思うんですね。これからそういう広がりが出てくると思うので、ぜひ教育委員会とも連携をして議論するとともに、広めていくようなお手伝いをしてまいりたいと思います。

◎桑名委員 そこですがけれども、この問題を扱うのに、確かに幼保支援課がやっているんですけども、ここ教育委員会じゃないと思うんですよ。教育委員会に預けると、いろんな議論があっても最終的には保育園の延長であり幼稚園の延長である議論でとまってしまうおそれがあって、それはそれなりにやっていると思うんですけども、私はやはりこれは福祉の世界とか、あとは女性が働きやすいまちづくりとか、そっちの方向に持っていかないと、この病児・病後児保育は広がりが出てこないと思うんですよ。最終的には、預かるということから、本来ならば親がちゃんと自分の子供を病気ときは見る、そういったときには会社が休めるような社会をつくっていくのが最終目標であるとするれば、やっぱり福祉部門のほうがこれは主管になるべきだと思うんですけど、部長どうですか。

◎井奥地域福祉部長 本県の場合は幼・保一元化の絡みのときに福祉部門から教育委員会のほうに移した経緯がございます。ただ、人口問題、特に少子化対策について県民運動的に広がりを持ってやらないかんという形で、子供部会として新たにスタートするわけですので、その辺、子供部会のメンバーでもありますので、教育委員会は、その辺また新たに

より利用される、子育て世代の方がより望まれるサービスが提供できるにはどうすればいいかということもまた検討してまいりたいと考えております。

◎桑名委員 教育委員会に任せっきりではないと思うんですけど、本当にこれ決して保育園と幼稚園の延長じゃないっていう、何となくこの間の答弁聞いてもそんな感じなのかなと思って、社会を変えていかなきゃいけないということが最終目標であることはぜひ念頭に置いていただきたいと思いますし、高知市の場合は福祉が病児・病後児のほうは教育委員会じゃなくて受け持っている、保育としてやっているんでしょうけれども、ただその考え方は統一してもらいたいと思うんで、全庁的に取り組まなかったらこの問題は箱物で終わっちゃうんじゃないかなと、箱物の議論でね、それをつくったつくらないという議論で終わっちゃうんじゃないかなと思っていますけれど。

◎井奥地域福祉部長 課長から説明ありましたけれど、民間を巻き込んだ応援団という組織が各企業にサポーターを配置していただくと活動をします。それとあわせて県民会議の組織強化を図っていただいて、各部会を4つつくって、民間の方の御意見を尊重しながら、今後、少子化対策を県民運動として進める方向ですので、今委員のお話のあった件についてはぜひ民間の方の考え方も含めてどうあるべきか真摯に検討してまいりたいと考えております。

◎依光委員長 ほかに。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈福祉指導課〉

◎依光委員長 次に、福祉指導課の説明を求めます。

◎矢野福祉指導課長 福祉指導課でございます。よろしくお願いたします。

当課からは、平成28年度当初予算と平成27年度補正予算について御説明いたします。

まず、平成28年度当初予算を御説明いたします。

お手元の右肩の番号②と書かれました議案説明書の198ページをお開きください。

最初に、歳入について御説明いたします。

9款国庫支出金については、右端の説明欄をごらんください。

生活扶助費等負担金は、福祉保健所所管の生活保護費に対する国の負担金となっております。

次の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金は、生活困窮者自立支援事業のうち、必須事業である自立相談支援事業、住居確保給付金の給付に対するものと、生活保護制度での必須事業である生活保護被保護者就労支援事業に対する国庫負担金となっております。ここでは、生活扶助費等負担金のうち医療扶助費等の増加に伴い、対前年比較では1億

3,900万円余りの増となっております。

その次の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活困窮者自立支援事業のうち任意事業として県が実施する就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業等に対する国庫補助金となっております。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、平成29年度から始まる国のいわゆるマイナンバー制度を活用することに対応していくために必要な生活保護電算システムの改修費用に対する国庫補助金です。

次の生活保護指導監査委託金は、生活保護実施機関に対する指導監査の実施に伴う人件費、事務費に対して定額交付されるものです。

10款財産収入、12款繰入金がいずれも対前年比較全額分の減となっておりますのは、今年度まで運用されてきた緊急雇用創出臨時特別基金が来年度以降廃止となるためです。

一番下から次の199ページにかけての14款諸収入は、生活保護費の返還金収入と臨時非常勤職員の社会保険料個人負担です。

続きまして、歳出予算を御説明いたします。

200ページをごらんください。

主なものについて、右端の説明欄を御説明します。

1 社会福祉施設等指導監査費は、当課職員の人件費のほか、社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険事業所等の指導監査に要する経費です。対象数は、社会福祉法人が38、社会福祉施設192、介護保険事業所等1,674となっており、法令または国の指針に沿って定期的に実地指導や監査を行っております。

2 行旅病人死亡人取扱費は、身元のわからない病人、死亡人などのいわゆる行き倒れになった方の救護や葬祭を行った市町村に対して交付金を交付するものです。ただし、中核市である高知市は対象外となっております。

3 生活保護費のうち生活保護費負担金については、高知市を除く10市において、居住地がない、あるいは居住地が明らかでない方にその市が生活保護を適用した場合に、その費用を県が負担するもので、借家住まいの方が長期入院等により居住地を失った場合などに該当します。

生活扶助費以下の生活保護費につきましては、各扶助費の合計額は約41億6,500万円ですが、生活扶助費24%、医療扶助費68%と、この2つの扶助費で9割を超える状況になってございます。

本県の生活保護の動向ですが、長引く不況の影響により平成10年から受給者数の増加が見られ、平成20年9月のリーマンショック以降、高知市などの市部を中心に一時的に急増したものの、最近増加傾向に歯どめがかかってきており、町村分においては横ばいないし減少、市部においても減少が見られるところが出てくるようになりました。ことし1月

現在の生活保護受給者数は1万5,503世帯、2万469人、人口1,000人当たりの保護率は27.9パーミルで、全国平均の約1.6倍となっております。本県の場合、高齢化や脆弱な産業基盤といった社会経済情勢から受ける影響が非常に大きく、今後とも雇用情勢の動向などを注視しながら、保護の必要な方には保護を適用するという保護の適正実施に努めてまいります。

201ページをごらんください。

次の国庫支出金精算返納金は、生活保護費の精算に伴う国庫負担金の返還金です。毎年度200万円を便宜的に当初予算で計上し、2月補正予算で確定返還額に合わせて増額させていただきます。

4生活保護事務費は、生活保護関係非常勤職員の人件費、県内16の福祉事務所への指導監査、指定医療機関に対する個別指導などに要する経費ですが、そのうち生活保護電算システム保守等委託料は、福祉保健所において保護費支給や統計処理を行う生活保護電算システム等のシステム更新及び保守管理、マイナンバー制度対応のためのシステム運用テストの実施を委託するものです。

次の介護認定審査判定業務委託料は、保護を受けている40歳以上65歳未満の医療保険未加入者で、末期がん、関節リウマチ等16の特定疾患により介護を要する方の介護度の判定業務を市町村等に委託するものです。

次の廃棄物処理委託料は、生活保護システムの更新に伴う旧サーバー等の機材処分を委託するものです。

次に、事務費は、生活保護関係業務の非常勤職員人件費、生活保護システム更新に伴うサーバー等の機器更新の備品購入費が主なものです。

5生活困窮者自立支援事業費の生活困窮者自立支援事業委託料は、町村社会福祉協議会に委託する自立相談支援事業の委託のほか、就労準備支援、家計相談支援事業の委託料となっております。また、生活保護被保護者就労準備支援事業についても、就労準備支援、家計相談支援とあわせて同じ業者へ委託するため、こちらの生活困窮者自立支援事業委託料に含めて予算化しております。

生活困窮者就労訓練事業所支援委託料は、平成28年度からの新規事業で、生活困窮者就労準備支援事業の委託を県から受け、豊富な経験と実績を持つ高知県社会福祉協議会に委託の上、生活困窮者就労訓練事業所育成員を配置し、県と共同で認定就労訓練事業所の新規開拓を行うほか、認定就労訓練事業所などの生活困窮者の就労支援を行う就労支援員に対して、就労支援を行う上で必要なノウハウ獲得のための助言・指導を行うものです。認定就労訓練事業所は、いわゆる中間的就労と呼ばれる柔軟な形での就労の場を提供することで一般就労へつなげていくための就労訓練を行う事業所で、県から認定を受けることが必要とされております。認定就労訓練事業所での訓練終了後、事業所とのマッチングがう

まくいけばそのまま雇用につながる可能性もあり、全県下的に認定就労訓練事業所をふやしていくことを考えております。

ここで参考に、長寿県構想冊子の43ページをちょっとごらんください。

こちらのほうの右上の課題、この課題の③の課題を受けまして、下の下段にあります2の生活困窮者自立支援事業の⑤、これが生活困窮者就労訓練事業所支援事業の内容になっておりますので、なお御参照いただけたらと思います。

議案説明書②の201ページにお戻りください。

下から2番目の住居確保給付金は、生活困窮者自立相談支援事業とあわせて必須事業とされている住居確保給付金の支給のための経費で、住居を失った、あるいは失うおそれのある生活困窮者に対して、ハローワークでの求職活動を行うことを条件に、生活保護住宅扶助基準相当額を最大9カ月間給付するものです。

事務費については、当課及び福祉保健所が生活困窮者自立支援事業を遂行する上で必要な経費となっております。このうち学習支援事業につきましては1,063万1,000円を計上しており、放課後等の学習支援については、今年度8町村10小中学校から来年度13町村21小中学校への拡大を見込んでおります。また、新たに、夏休みに子供の居場所づくりを兼ねた学習支援を行う子どもの居場所づくり支援事業を3町3小学校で実施予定です。

以上、平成28年度の当初予算総額は46億1,457万3,000円で、対前年2億6,500万円余りの増となっております。これは、生活保護医療扶助費の増加に加えて、生活困窮者自立支援事業の充実を図ったことや、生活保護システム更新のための経費を計上したことなどが主な要因です。

続きまして、平成27年度補正予算について御説明いたします。

お手元の右肩の番号④と書かれました議案説明書の106ページをお開きください。

まず、歳入予算の主な補正について、右端の説明欄を御説明いたします。

生活扶助費等負担金の減額は、医療扶助費等の生活保護扶助費の減額に合わせるものです。

生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の増額は、生活困窮者自立相談支援事業について、当初予算策定時には国の負担金基準額の定め方に不確定要素が多かったため、国庫負担金の額を少な目に算定していたものが、結果的に想定を上回る額となることが確定したため、その増額分を計上したものです。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減額は、主として生活保護システムにおけるマイナンバー対応のためのシステム改修経費の減です。平成28年度予算で御説明いたしましたとおり、生活保護システム自体の更新を来年度予定しているところで、本年度でのマイナンバー対応のためのシステム改修は中止し、来年度のシステム更新の中であわせて対応することといたしました。このため、今年度でのシステム改修予算は未執行のまま

全額減額補正をお願いすることとしております。

また、生活保護指導監査委託金の減額は、国からの委託金の減額に合わせたものです。

次に、歳出予算の主な補正を御説明いたします。

107ページをごらんください。

右端の説明欄に沿って御説明いたします。

2 生活保護費の生活保護費負担金は、高知市を除く10市に対して、居住地がない、あるいは居住地が明らかでない方に生活保護を適用した場合に、その費用の4分の1を県が負担するものですが、所要額が当初見込み額を上回るため、増額補正をお願いするものです。

医療扶助費については、所要額が当初見込み額を下回るため、減額補正をお願いするものです。その主な要因は、入院見込み件数が当初見込みを下回るためです。

国庫支出金精算返納金の増額の主なものは、確定した平成26年度生活保護費国庫精算返納額と緊急雇用創出臨時特例基金積立金の返納額です。特に緊急雇用創出臨時特例基金積立金については、本年度限りで当該基金運用が終了することに伴い、未執行で残る積立金残額全額を返納するものです。

108ページをごらんください。

3 生活保護事務費のうち生活保護電算システム保守等委託料の減額は、歳入で御説明いたしましたとおり、当初今年度執行予定であった生活保護システムのマイナンバー対応改修を取りやめ、未執行のまま全額を減額とさせていただくのが主な要因です。

事務費の減額は、生活保護事務を行うために必要な一般事務費が当初見込みを下回ったことにより減額補正をお願いするものです。

4 住宅手当緊急特別措置事業費の緊急雇用創出住まい対策事業費補助金は、基金を活用して市に補助金を交付するためのものですが、市の住宅支援給付金支給実績の減などを主な理由として減額補正をお願いするものです。

5 生活困窮者自立促進支援事業費のうち生活困窮者自立支援委託料の減額は、町村社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立相談支援事業委託料について、所要見込み額が当初見込みを下回るためです。

事務費は、生活困窮者自立支援事業に要した事務費が当初見込みを下回るため、学習支援事業における学習支援員に対する報償費の減が主な要因です。

以上、平成27年度補正予算は3,216万3,000円の増額で、補正後の当課予算総額は45億7,296万2,000円となります。

以上で福祉指導課の説明を終わります。よろしく御願いいたします。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎吉良委員 この生活困窮者の自立支援事業の中で、政府も力を入れている子供の居場所づくりにかかわって取り組まれていると思うんですけれども、いろんなサポートスクールを含めて民間もやっているんですけれども、そこの方たちの今の課題は、孤立化がちょっと想像以上に進んでいて、本来そういう居場所に来るべき家庭あるいは子供たちに届かないと。そして、せっかく学習支援も含めてやっているけれども、減ってきているのだとか、なかなか声が届かないところが悩みで、アウトリーチをどうするのが課題だと言われていたんですけれども、それらの課題について、それぞれこれは市町村協議会を念頭に置いていると思うんですけれども、取り組みについてどういうお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

◎矢野福祉指導課長 生活困窮者自立支援事業の立場から申し上げますと、まず法的に実施主体が福祉事務所設置の地方自治体になっています関係上、市については全て各市でという形になるわけですね。恐らく委員がおっしゃられたような問題が一番多いのは、例えば人口的に言えば高知市だと思うんですけれども、高知市は高知市での事業という形になりますので、県が担当するのはあくまで23町村分という形になってまいります。23町村分で考えますと、いろいろ問題はあるにせよ、人口的にも少ないので、今のところ、確かにすき間にはまってしまっている層はあるのかもしれませんが、余り表面に出てきていない、ある意味我々のほうもそこまで十分把握ができていないのが実態のところでは。

それで、学習支援を含めました子供の居場所づくりにつきましては、先ほど委員がおっしゃられたように、基本的に本県の場合はまず教育委員会の各事業を主体にしまして、その教育委員会の各事業でなかなか埋め合わせができないようなところを基本的に生活困窮者、うちのほうの事業でという考え方になっております。先ほど28年度予算の説明の中でちょっと申し上げました子供の居場所づくりについての新たな事業を始めるということになるんですけれども、一応その考え方というのが、長い説明になるんですが、通常やっておりました学習支援について、町村のお声を聞きますと、単に学習支援をするだけでなく、まさに委員おっしゃられたように放課後の居場所づくりにもなっているという評価をいただいた部分がございます。うちの場合はこれまで専ら放課後主体でやって、例えば夏休みとか長期に学校が休みになったときの対策としては、町村のほうで希望があれば学習支援のみをやったりしたこともあるんですけれども、なかなかそこまで行っていなかった、そういうことについて、町村から夏休みにやりたいというお話もいただきましたので、夏休みにやる場合は、学習支援はまずやっていただきましょう、ただ学習支援は通常1時間から2時間程度ですので、それで終わることなく、それを延長する形で半日あるいは一日のいわゆる居場所づくりを兼ねた学習支援をやっていただくという形で取り入れたのが、今回うちの新規事業になっておまして、当面、予算を策定するときにお声がけをさせていただいて、3町ぐらい手が挙がりまして、その3町について28年度に実施

しようと考えております。

◎吉良委員 本来必要とする子供たちにきちっと届くことが大前提だと思うんで、それについてはなお実施する市町と確認をして進めていっていただきたいと思います。

それから、単なる学習じゃないということになると、子供の自尊感情だとか、要するに学習するのは一定の到達を期待してやるわけですから、追い込んでいくみたいになるんですけども、そうじゃないと。もう少し全体的な人格形成も含めて本当に温かく子供たちを包んでいける場所となると、指導員の問題が非常に大事になってくると思うんですよね。集めたものの排除して、おまえ何でこんなんできんみたいな形でやると居場所にならないわけで、そうすると福祉的な観点を持って、子供がさらに意欲を持っているような活動にかかわっていける、そしてネットワーク、子供同士の触れ合いができていくというような指導のあり方が求められると思うんですけども、それについてはどうですか、指導員の配置については。

◎矢野福祉指導課長 委員御指摘のとおり、本来の学習支援も含めて、実はこの事業を推進するに当たって一番ネックになるのが支援員の方の確保というところなんです。例えば通常の学習支援でも、高知市のような一定都市部には大学等も結構あったりしますので、そうした学習のボランティアというところを使うことができます。実際、高知市のチャレンジ塾は多くそれでやられています。ところが、本県は町村部を持っていますので、町村部になるとなかなかそういうわけにいかない。そうなってくると、県のほうでも予算立てはできるにしても、なかなか人材確保まで手が回らないので、実態的にどうなっているかというところ、そこは町村、主体的には教育委員会になるんですけども、そちらにお任せして、町村で人材を確保していただいて、それに県で経費を見てやっているのが実態でして、確かに人材確保は最大の課題ではあるんですけども、それをどのようにクリアしていけばいいのかというところは明確なちょっと答えを持っていないのが現状で、実際には多くの町村でやられているのは、一番多いのはやっぱり学校の先生のOBの方ですね、そういう子供に対して非常に熱心なOBの先生にお願いして。

◎吉良委員 それの問題なん。

◎矢野福祉指導課長 そういう形でしかちょっとやれていないのが実情です。

◎吉良委員 ソーシャルワーカーですね、その福祉関係の観点を持った方は非常に大事になってくると思うんで、ただでさえ少ないんで。いずれにしても、市町村に対しても趣旨を徹底して、そして支援員の研修をやはり強化していくことが大事だと思いますので、それらについても予算措置を図っていくことが求められると思うんですけども、そういうことについてはきちっと念頭に置いていますか。

◎矢野福祉指導課長 支援員に対しての研修ということになりますと、この生活困窮者自立支援事業の中核となる事業は自立相談支援事業という形で、県の場合は各町村の社会福

祉協議会に委託しているんですが、各地元で支援相談員という方を置いて相談を受け、伴走型の支援をするというところです。今のところできているのが、その支援員に対する研修というのは当然必要ですので、ソーシャルワークの技術面であるとかそういった研修を定期的に、国でもやっておりますし県のほうでもやっておりますが、現状でいいますと、今話題になっております学習支援ですね、そちらのほうの方の支援員に対する県としての研修というのはなかなかそこまで手が回っていないのが現状ですので、確かに課題としてはございますし、先ほどの委員の御指摘も受けて、今後どういうことができるのかも含めて検討してまいりたいとは思っております。

**◎坂本（茂）委員** 生活困窮者の就労訓練事業所育成の関係で、就労訓練事業所育成員を配置するというところで、これはどういう方で、どういう身分になっているのかということと、どれぐらいの認定就労訓練事業所を配置していくと、あるいは業種的にはどういうものなのか、そこら辺の目標を教えてくださいいただけますけれども。

**◎矢野福祉指導課長** まず、認定就労訓練事業所にどういう業者の方を当てるかなんですが、実はこの事業は生活困窮者の事業の中に当てられていますけれども、事業費自体は、例えば実施主体である県とか市が委託をするとか運営の補助をするとかじゃなくて、その認定された事業所の自主事業として、いわゆる自腹を切ってやっていただく事業になっているんですね。そういった関係上、いわゆる一定地域貢献とかといった意識がなければなかなかできない事業ですので、現在それで国のほうで想定されています事業の対象者で一番大きなところは、ちょっと別の話になるんですが、社会福祉法の一部改正によって、社会福祉法人に地域貢献というのが義務づけられるようになります。そこを受けて、国のほうも高齢者とか障害者の施設を、社会福祉施設を運営している社会福祉法人、そういったところに主体に声かけをしてやってもらいたいということで、業界団体のほうにもお話をしている経過があります。そういうことを受けまして、県のほうでも今年度からこの認定に向けたいろいろな説明会とか研修会だとかやっているんですが、今のところ専ら対象にしているのは県内の高齢者とか障害者の社会福祉施設を運営している社会福祉法人という形になっております。

一方、そういったところで何をするかというたら、就労訓練をやっていただいて、それを一般就労につなげようという形なんですけど、1つには、施設でありますので、先ほどちょっと申し上げましたけれども、施設ともマッチングがうまくいけば訓練の後そのまま就職に結びつく可能性もあるものもあります、1つ。そういったところで生活困窮者の就労支援の促進には非常に大きな武器になるんじゃないかと考えておりますが、そのためには、その認定する事業所をとにかくふやさないといきませんので、正直言いまして、県内で今認定されている事業所は2つしかございません。その2つの事業所は全て高知市の認定です。高知市は中核市ですので、高知市に所在の事業所については高知市が認定する、

高知市以外の所在の事業所については県が認定する形になっております。県のほうで今年度からその認定を進めるということで取り組んでおりまして、目下1つの社会福祉法人について具体的に話を進めているところですが、まだちょっと実際の認定までは至っておりません。

そういったこともありまして、まず新規の開拓というのが非常に重要な課題になってくるという形で、今回まず取り入れようとしたのがこの事業所の支援事業という形で、事業所の育成員というのは、1つにはそういう新規開拓をやっていただくというのがあります。もう一つには、就労支援の部分のノウハウ的なものを、いわゆる生活困窮者の就労支援にかかわっている人にノウハウを伝える、そういったこともやってもらうという2つの中身を考えています。それができる人といいますと、後者のいわゆる就労支援に関するノウハウ、これはどういうものか具体的に言いますと、仕事を探すといいましたら一般的にすぐ思いつくのがハローワークですね。一緒に行って仕事を探すということですが、それだけでは単にハローワークにお任せという形でしかありませんので、それをするに当たって御本人からお話を聞いて、御本人の生活歴、職歴といったものをきっちり聞いた中で、その人におのおのふさわしい仕事を、業種はどういったものかというのをまず紹介していく、そういう具体的な相談の中で、こういう仕事を探しましょう、こういう仕事に向いている向いていないという話ができる。これを国はキャリアコンサルティングと謳っていますが、そういうキャリアコンサルティングのできる方をこの育成員に当てたいと考えています。

例えば人材的に言えば、ハローワークのOBの方とかそういった方が当たると思うんですけども、委託先は、この事業につきましては単独で県社協のほうに委託を考えています。その理由の一つは、先ほども申し上げましたが、県社協では生活困窮の事業についても既にいろいろかかわっていただいて就労準備支援事業等やっている、そういうノウハウ、知識もありますということと、それからもう一つ非常に大きいのが、実は県社協は、県社会福祉法人経営者協議会という団体があるんですが、社会福祉法人のいわゆるトップの方の団体ですけども、そこの事務局をやっています。そういったこともあって、社会福祉法人には非常にふだんから接触の密度が高いこともありますので、県社協に委託すればその開拓のほうもスムーズに行くだろうという期待も持ちまして、その2つの意味から県社協に委託している形です。

まず認定訓練事業所をとにかくふやしたいので、来年度につきましては県社協の育成員と県が共同いたしまして積極的に各事業所を回り、認定をふやしていきたい。最終的には、県内34市町村ありますので、34市町村それぞれに1つは設けるようにしていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員　そしたら、将来的にというか、そういう認定就労訓練事業所があちこ

ちに存在するようになったら、それぞれの生活困窮者が相談に来たときにそこへつなげることができるかどうかというような相談も受けながら、マッチングが合えばそういったところへ紹介していくということで、いずれは一般就労へつなげていく、そういう場にしていきたいということですか。

◎矢野福祉指導課長 そのとおりです。

◎井奥地域福祉部長 先ほど課長から説明がありましたけれども、就労訓練認定事業所、そちらのほう、今、生活保護世帯の中でもその他世帯、母子とか高齢以外のところで、25歳から四十五、六歳ぐらいの方のその他世帯の受給者がふえるような傾向になっております。これ全国的にどこもそうです。生活困窮者自立支援で、生活保護に行く前の段階で、でき得れば、今課長が説明したように就労の訓練をしていただいて、理想としてはその訓練を生かして正職についていただく形にぜひ持っていきたい。少なくとも県下の各市町村に1カ所ぐらいずつは設置していきたいと。そのためには、今課長から話がありましたように、社会福祉法人の社会貢献みたいな形で実際にそういうことをやりたいと、前向きに社会に貢献したいみたいな機運も大分盛り上がってきておりますので、タイミングで計らって、来年度集中的に民間の派遣会社からの職員なりハローワークのOBを当てることによって促進したいという事業にしております。

◎坂本（茂）委員 生活困窮者の相談に来る中で、さっき言われた就労可能なその他の方で、生活困窮相談事業の中では就労には行かなくて、やっぱり生活保護につながるというような方はどれぐらいの割合でいますか。

◎井奥地域福祉部長 県下でそういう形でもって生活保護に移る方がどれぐらいいるかというのはちょっと私どもも調べたことはありませんけれど、結果として生活保護受給世帯に占めるその他世帯、先ほど言いました年齢階層の方がふえてきておることは間違いないんで、そこから遡及すると、来年度からやろうとする取り組みは一定効果を発揮する余地が非常に高いのかなとらんでいます、戦略としては。

◎西森委員 生活困窮者世帯の学習支援の子供の居場所づくりのことで、3町村を予定しているということですが、具体的にどこでしょうか。

◎矢野福祉指導課長 大豊町、仁淀川町、それから中土佐町の3町になっております。

◎西森委員 これは放課後子ども教室をやっている市町村でしょうか。放課後子ども教室をやっているところはまだ多いという状況でしょうか。

◎矢野福祉指導課長 実を言いますと、県教委のほうで例えば児童クラブとか子供の居残りの事業をやられているところがあります。その3町につきましては、大体学校単位でやられたりしていますので、いずれも小学校が対象ですけれども、今現在、各町のほうでそこまで手が回っていない小学校を大体ピックアップしてやっていく形で今回うちの事業を取り入れるようになっていきます。

◎西森委員 そうすると3町というのは何か少ないように思うわけですね。放課後に関しては教育委員会の事業で大体やりますよと。先ほど話聞くと、夏休みなんかが中心なのかなと思うわけですが、そう考えたときに、教育委員会でやっている放課後も、そういったところも夏休みはこれでやるとかということを考えてもいいんじゃないかと思ったりもするんですけど、そういう形にはならないということですか。

◎矢野福祉指導課長 学習支援自体でいいますと、夏休みの居残りは3町ですけども、学習支援そのものは来年度は先ほど申し上げましたとおり13町村21校に拡大する見込みです。この事業につきましては、教育委員会との連携というのが非常に重要な部分になっておりまして、基本的なさび分けは、うちの事業は生活困窮者対象というところでさび分けはできているんですが、先ほど委員が御指摘されたような細かい部分まではまだなかなか詰め切れていないところがあるのが正直なところでして、今後そういったところで重複がないような形で事業も進めていく必要があるだろうと思いますし、そこはまた教委のほうの担当課、生涯学習課なり、あるいは小中学校課なりと連携してやっていきたいと考えております。

◎西森委員 やっぱりちょっと少なく感じるんですよ。もっと各市町村、各学校で取り組んでもいいと思ったりもするんですけども、何がネックになっているというか、そのあたりはどう捉えているのか。

◎井奥地域福祉部長 この学習支援事業がメインですけど、こちらは委員に議会で御質問いただきましたように1カ所で、対象者は3人からスタートしています。どうしてもそういう事業としての周知、各首長なり各市町村の教育委員会なりにこういう仕組みがあるよという形で周知を図った結果として、来年度は13カ所と。それをやる中で、夏休みとか冬休みとか長期の期間中にこの仕組みを県として新たなメニューとして提示することによって、この3つのところが手を挙げていただいたという形になっています。もちろんこの学習支援と同じように、引き続き各市町村には周知を図っていきますので、でき得ればこういう事業が教育委員会とも連携しながら県下に広まっていくことが望ましいということで、そういう方向でやっていきたいと思えます。

◎西森委員 ぜひ広げていっていただきたいと思えます。そうなってくると、先ほど吉良委員からもちょっと話がありましたけれども、支援員の問題とかも出てくるのかなと思えますけれども、例えばこの支援員なんかも、小学生とかであれば高校生なんかも教えることができたりすると思うんですよ。そういうところを何かアルバイト的に高校生を雇って支援員になっていただくとかということも考えてもいいんじゃないかなと思ったりもするんですけど、そのあたりはどう考えられていますでしょうか。

◎矢野福祉指導課長 ちょっとまだ具体的にそこまで考えを持っていないというか検討できておりませんので、そういったことも含めて課題としていただいて今後検討していきたい

いと考えております。

◎西森委員 そうなっていけば、支援員の不足の問題とかは随分解消されていくのかなと思いますし、また教える側の高校生にとっても非常にいい状況、そういうものができ上がってくるのかなとも思っています。またぜひ検討もしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

◎吉良委員 居場所ともかかわって、今フードバンクの取り組みをしているし、あるいは民間でも市内でも何カ所かで子供食堂をずっとやっていて、その全国的な動きですけれども、広がりつつあるんです。子供食堂に対する行政の管轄ってどこになるんですか。そちらじゃないですか。

◎井奥地域福祉部長 一義的には我が部のほうになるろうかと思えますけれども、今お話のありました子供食堂的な民間団体の取り組みについては、今、子供未来応援団を政府のほうで今つくって、民間企業からの寄附金を募ってそういう事業に充当していくという取り組みが大きな流れとしてございます。具体的に今、県のほうでそこへの支援というのは、既存の例えば県の社会福祉協議会か何かを持っておる補助制度なり基金事業なりの果実を使った財政支援みたいなところをやっておるという実態があります。政府が構えています応援団の基金事業がうまく動くようになると、そういうところに対する財政支援がきちっと行くという形になるろうかと思っています。

もう一つ、最初に御質問ありました育成というか、地域での人材育成については、1つとしては、今回の来年度予算で子供未来応援基金交付金がありましたんで、その中で調査とあわせて、地域でそういう活躍をしていただく人材養成研修、そういう取り組みもあわせてやるようにしています。

◎吉良委員 ふれあいセンター的な取り組みを高知市も始めようってことで、空き店舗を含めてさまざまな要素を取り入れてみたいことが言われています。そこでも、お年寄りも含めて子供たちも集めてそういう子供食堂的なこともやろうかというのはあるんで、今後随分と問い合わせもふえてくると思うんですけれども、今のところでは問い合わせの担当ってどこになるんですか。

◎井奥地域福祉部長 子どもの貧困対策推進計画自体はうちのほうが窓口になって、児童家庭課のほうになりますんで、今おっしゃられたような相談事であれば、国のほうのひとり親、その他厳しい環境にある子供への対策としては、先ほど言いましたような応援団での基金事業を充当するという形でありますんで、一義的には児童家庭課のほうでよろしいのかなと思います。

◎依光委員長 質疑を終わります。

◎梅森障害保健福祉課長 障害保健福祉課でございます。

昨日、浜田委員から、療育福祉センターと中央児童相談所の改築に際しまして、飛散防

止フィルムの関係で御質問いただきましたことにお答えをさせていただきます。

現在、南棟の工事を進めておりますけれども、飛散防止フィルムを張る想定とはいたしておりません。ただ、委員御指摘のありましたように、当然子供さんが利用される施設になりますので、外側の窓ガラスにつきましては間に空気層を挟み込んだ複層ガラスを発注しております。外側はバルコニーを除く大半の部分が強化ガラスとしております。内側につきましては強化ガラスではございませんけれども、通常の仕様では3ミリから4ミリぐらいのところを5ミリといたしますなど、そうした部分での安全対策については考慮し、発注をさせていただいたところであります。よろしく願いいたします。

◎**浜田（英）委員** 割れなければ結構なことで、黒川紀章さんの一番弟子さんが設計したから多分大丈夫だとは思いましたが、オーケーでしょう。

◎**依光委員長** 以上で地域福祉部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎**依光委員長** 続いて、地域福祉部より4件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにいたします。

このうち、第3期日本一の健康長寿県構想については、予算議案とあわせて説明がありましたので、ここでは残りの3件の報告を受けることにいたします。

それでは、第2期高知県地域福祉支援計画の策定について、地域福祉政策課の説明を求めます。

◎**神田地域福祉政策課長** 地域福祉政策課でございます。

当課からは、今回改定いたします地域福祉支援計画の案について御説明をいたします。

現在、パブリックコメント中でございますけれども、別冊で現時点の計画案の本体をお配りしております。今月28日に高知県社会福祉審議会の開催を予定しておりますので、そこでの審議を経て確定していくこととなるものでございます。

本日の説明に当たりましては、計画案の概要をまとめた資料を作成しておりますので、こちらを使って説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、報告事項の資料、地域福祉政策課のインデックスの1ページ目をお開きください。

まず、計画の位置づけでございます。

本県では、平成23年3月に高知県地域福祉支援計画を策定いたしました。この計画は、社会福祉法に基づき、市町村による地域福祉の取り組みを支援するために策定したものであり、地域福祉の観点から分野横断的に県としての対応方針を定めたものでございます。

資料の下側が概要図でございますけれども、ここにもございまして、市町村や市町村社会福祉協議会も地域福祉計画、地域福祉活動計画を策定して取り組みを進めておりました。県といたしましても高知県社会福祉協議会と連携しながら、そうした市町村での地

域福祉の取り組みを総合的、計画的に支援し、県民誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる高知型福祉の実現につなげていくものでございます。これまで第1期計画に基づきましてこのような形で取り組みを進めてきたところですが、今般その計画期間が満了いたしますことから、改定を行うものでございます。

今回の改定に当たりましては、並行して検討を進めておりました第3期日本一の健康長寿県構想との整合性を確保いたしますとともに、第1期計画に基づくこれまでの取り組みの成果、課題や有識者からの御意見等を踏まえまして、高知型福祉の実現に向け、取り組み内容の充実、見直しを図っております。

続きまして、2ページ目をお開きください。

第2期計画では、高知型福祉を実現するための方向性として、大きく分けて8項目の取り組みを推進してまいります。

まず1点目は、小規模多機能支援拠点、こちらはあったかふれあいセンターなどでございますけれども、その機能強化でございます。

第1期計画に基づき、小規模多機能支援拠点として整備を進めておりますあったかふれあいセンターは、これまで着実に地域に普及定着してきておりますけれども、福祉課題の複雑化、多様化などを受けまして、介護予防プログラムの提供、認知症カフェの設置、子育て支援や障害者の自立支援などの複合的なサービスの提供など、機能強化を推進してまいりたいと考えております。

2点目は、新しい介護予防・生活支援の仕組みづくりでございます。

介護保険法の改正にも見られますとおり、住民が担い手として参加する住民主体の活動やサービスの提供体制の構築といったことの重要性は非常に高まってきております。そのため、NPOや地域の方々などの多様な担い手の育成により、住民主体での介護予防活動の充実等を図ってまいります。

3点目は、生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくりでございます。

生活困窮者など制度のはざまに位置する問題等につきましては、近年問題が複雑化、多様化しており、十分な対応ができていないケースもございますので、専門的な相談支援体制の構築を図ってまいりたいと考えております。また、社会福祉法の改正案が国会で審議されるなど、社会福祉法人の社会貢献活動への期待も高まってございますので、社会福祉法人による地域貢献活動を推進してまいりたいと考えております。

4点目は、防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進でございます。

本県は、南海トラフ地震対策の必要性が高い状況にございますので、東日本大震災等の教訓を踏まえまして、避難行動要支援者等に対する避難支援や福祉避難所の指定を推進する必要があります。そのため、避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び避難訓練の実施を促進するとともに、福祉避難所の指定や訓練の実施も促進してまいりたいと考えて

おります。

5点目が、中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動でございます。

中山間地域の住民が住みなれた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていくため、住民参画により、集落機能維持や地域活動の担い手確保等の課題を解決する仕組みづくりを進める必要がございます。そのため、集落活動センターの設置を促進するとともに、あつたかふれあいセンターとの一体的な取り組みを推進してまいります。

6点目は、福祉を支える担い手の確保でございます。

高齢化の進行に伴う介護ニーズの増大によって介護人材が不足するということが推計されておりますので、安定的な確保が必要となっております。そのため、参入促進策の抜本強化と処遇改善等の離職防止の取り組みによる福祉・介護人材の確保、サービスの向上に取り組んでまいります。また、地域の福祉課題、複雑多岐にわたっておりますので、地域福祉活動の推進役としての民生委員・児童委員に対する期待、非常に大きくなってございます。そのため、民生・児童委員への研修の充実、活動の活性化、それから民生委員、児童委員を支える体制の強化等を図ってまいりたいと考えております。

7点目は、利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保でございます。

これは、福祉サービスの利用に当たっての情報が不足していることにより、利用者の適切な福祉サービスの選択につなげていない場合が見られますほか、高齢化の進展等に伴いまして判断能力が不十分な方もふえてきてございますので、福祉サービスの利用に関する援助が必要な場合というも増加しております。そのため、適切な福祉サービスの利用の促進のための仕組みづくりに向け、第三者評価や日常生活自立支援制度の利用促進に向けた取り組みを推進していくものでございます。

8点目が、地域福祉アクションプランの推進でございます。

市町村が策定しております地域福祉計画と市町村社会福祉協議会が策定しております地域福祉活動計画を合わせて地域福祉アクションプランと呼んでおりますけれども、これらの策定、現在ほぼ完了しておる状況でございます。今後は、PDCAサイクルによる見直しや一体的な取り組みの推進により地域福祉の充実を図ってまいりたいということで考えてございます。

以上が計画の改定の概要でございます。この計画に基づく取り組みにつきましては、次の3ページにも例示してありますような目標を掲げて取り組みを進めてまいりまして、日本一の健康長寿県構想推進会議や高知県社会福祉審議会などでの進捗管理を行うことにより、確実な実施に努めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎大野委員 地域福祉アクションプランで、ほぼ全ての市町村社会福祉協議会で策定が完了しているということですが、できていないところをちょっと教えていただけますか。

◎神田地域福祉政策課長 市町村レベルでは、まず全部策定が完了しておりまして、社協のほうで梶原町の社会福祉協議会1カ所だけです。

◎依光委員長 ほかに。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

次に、高知県障害を理由とする差別の解消推進に関する職員対応要領について、障害保健福祉課の説明を求めます。

◎梅森障害保健福祉課長 障害保健福祉課でございます。よろしくお願いいたします。

当課からは、本年4月に施行されます障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法に基づいて策定します職員対応要領について御説明させていただきます。

報告事項の資料、障害保健福祉課のインデックスがついております高知県障害者差別解消法に基づく対応要領の策定についてと記載した資料の1ページ目をお開きください。

まず、1の趣旨でございます。

平成25年6月に障害者差別解消法が制定、公布をされ、本年4月1日に施行されることとなっており、この法律では、国及び地方公共団体に対して、障害を理由とする差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の不提供の禁止が法的義務として課せられました。また、地方公共団体等は、職員が事務事業を行うに当たり、障害を理由とした差別を行わないよう適切に対応するための対応要領を定めるよう努めることとされました。この部分は努力義務でございます。こうしたことから、本県では、4月1日の法施行に向けまして対応要領の策定作業を進めてきたところでございます。

2の対応要領の策定の部分でございますが、国の基本方針において、地方公共団体等において対応要領を作成する場合は国に準じて行われることが望ましいとされていますことから、本県におきましては、この法律を所管します内閣府の対応要領をベースに作成してまいりました。また、対応要領は、職員が遵守すべき服務規律の一環として任命権者ごとに定めるものですが、本県では、県立学校を除く知事部局、議会事務局、各委員会事務局、警察が統一した内容で策定することとしております。

これまで、障害のある人などを委員とします高知県障害者施策推進協議会で3回の御議論をいただき、またその間、並行してパブリックコメントを実施しますとともに、関係する団体からも御意見をいただきながら策定作業を進めてまいりました。今後、決裁を経ました上で、4月1日に施行する予定としております。

対応要領の構成につきましては、3に記載しておりますとおりでございます。第1条で目的、第2条と第3条で、対応要領の根幹となります不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供について規定をしております。それぞれの基本的な考え方などにつきましては、国の基本方針などに示されている内容を踏まえながら、留意事項として別に定めることとしておりますが、いずれにつきましても、個別の事案ごとに総合的、客観的に判断することや、障害のある方などとの建設的な対話による相互理解などをベースとしております。第4条では、日常の業務を通じて所属職員への注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせることや、障害のある人などから相談や苦情の申し出があった場合には迅速に状況を確認すること、合理的配慮の必要性が確認された場合は適切に行うよう指導することなど、管理職員の責務を規定しております。第5条では相談体制の整備、第6条では研修、啓発について規定をいたしております。

今後は、この対応要領を補完します対応の手引を別途作成しますとともに、新規採用職員研修や管理職員研修、階層別研修など、職員が必ず受けることとなります研修の中で、障害のある人に対する配慮について周知徹底していくこととしております。また、法施行の初年度となる来年度につきましては、障害や障害のある人のことを正しく理解できるよう、全職員を対象とした研修も実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

◎**依光委員長** はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎**大野委員** この策定に関してはパブリックコメントも実施しておりますけれども、その中での意見とか、それがどう反映がされたかお伺いしたい。

◎**梅森障害保健福祉課長** 個人の方ですとか関係する団体の方からも御意見をいただいております、本来、当然しなければいけないこともある中で、何項目もいただいております、当然反映すべきところは意見も反映をさせていただいているところでございます。

具体的には、例えば資料で申し上げますと9ページの、合理的配慮に当たり得る具体例の物理的環境の上から5つ目の丸、疲労を感じやすい障害のある人との応対のところ、希望を聞きながら長椅子を移動させるなどして臨時の休憩スペースを設けるという部分ですとか、あと一番下、災害や事故が発生した場合の放送とか避難情報の関係のところ、括弧して、避難訓練などを実施する際にはという部分につきましては、意見反映をさせていただいております。また、その下の意思疎通の配慮の部分につきましては、一番上の丸では、見分けやすい配色やコントラストに配慮するといった項目も新たに追加しています。

◎**大野委員** そしたら、県としては十分にそういう当事者とか団体の意見も十分聞いた上でということですね。

それとあと、これ3年を目途に見直していくってことになると思います。これから先にそういう検討会みたいなものをされる予定はございますか。

◎梅森障害保健福祉課長 この法律の中では、地域協議会についても設置することができることになっておりますが、設置するしないということはともかくとして、まずは法施行後の状況等を見ながら、まずは職員が県民の皆様に接していく、そしてもう少し細やかに対応するために対応マニュアルもつくりながら進めていきたいと考えておりました、そういう状況を見ながら、新たな事例とか検討を加えていきながら、その都度その都度事例に応じた形で迅速に対応できるように努めていきたいと考えています。

◎大野委員 これは市町村もこれから策定になるんですか。ちょっと状況とか、あと県の支援というか、お聞かせいただきたいと思います。

◎梅森障害保健福祉課長 今お聞きしております限りにおきましては、3月までに策定する見込みとしておるのが5市町村ございます。国からの照会が来ておりました、今後照会を再度かけさせていただくこととしておりますが、それ以外でも28年度の早い時期に策定する予定とされているのが3市町でございます。その他は未定となっておりますが、まずは県の策定しましたものも情報提供させていただきながら、またお話がございましたら相談もさせていただきながら応援をしていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 8ページにあります第5、過重な負担の基本的な考え方というのがあるんですが、これ、職員は過重な負担に当たると判断した場合とありますが、これ職員がそう判断した、その判断が適切かどうかというのは、それは理解を求める障害者との間で決められることになるわけですか。それとも、過重な負担に当たると判断する客観的な判断理由みたいなのは何か定めがあるんですか。

◎梅森障害保健福祉課長 具体的なものにつきましては、まずは関係者、関係する課同士で話をしまして、また障害のある方々との建設的な対話を持ちまして話をさせていただくということで、個々決まったということではなくて、事例事例に応じて御理解をいただけるような形で、その対応がすぐにできるものなのかという部分につきまして十分御説明をし、御理解をいただきながら進めていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 結局、ふと思うたのは、費用とか負担の程度が、例えばよく行政側の予算がないからとかということであれば、障害のある方にできないことの理由なんかを説明する場合に、そういうふうに安易にそっちへ流れてしまうことを非常に懸念するわけですよね。これからこの差別解消法が施行されて、それに基づく対応がこれからなされていくときに、よりやはり障害のある方に寄り添う形で対応できなければならないのに、ここにあるような基本的な3つの考え方を盾にとって、それを拒んでいくようなことになってはいけないんじゃないかと思っておりますので、そここのところは十分配慮していただきたいと思うんですけれども考え方を。

◎梅森障害保健福祉課長 委員がおっしゃいました第5の上の4に合理的配慮のことを少し書かせていただいています、建築物のバリアフリー化の部分の項目、表現がございませうが、そうした環境の整備などを基礎としまして、その上で合理的配慮というところで、高知県もひとにやさしいまちづくり条例で、かなりハード面につきましては全国よりも高い基準で整備なども民間施設も含めてやっけていただいているところもございませう、そうしたものの上に立って、なおそれほど過重でないものについては、申し出がありました場合に極力合理的配慮をしていくという取り組みでございませうので、もともとのハードの整備が進んでいない部分については粘り強く要請もしながらお願いしていきたくて考えております。

◎吉良委員 この相談窓口ですけれども、普通考えると第三者機関が当たるべきだと思うんですけれども、障害を持っている方の当事者、相談に当たってはとあるんですけれども、当事者だとか、あるいはそれに気がついた第三者が、何か同じ課の上司に当たる者に果たして勇気を持って相談できるのかっていうね。やっぱり第三者機関としての性格を持った者がいいんじゃないかと思うんですけれども、これは全国的にこういう相談の窓口ってどうなっているんですか。また、それは適切ですか、これは。

◎梅森障害保健福祉課長 対応要領上は、それぞれ所管をします知事部局の主管課、障害保健福祉課、あと行政管理課、人事課で対応をさせていただき、あと議会事務局や教育委員会などは総務課を窓口としておりますが、関係する者で相談をしながら、当事者的にならないように客観的な部分も入れながら、柔軟に御相談といひませうか、中身については対応していきたくて考えております。

◎吉良委員 でも、自分の上司に自分の処遇のことについて相談するってなことになるわけでしょう。

◎梅森障害保健福祉課長 県の職員が障害のある場合、そこは当然、県の職員である者も、当然障害のある方が仕事をしやすい環境というのは常に考えてやっけておりますので、常に意見を聞きながら進めていきたくて思いますので、言いにくい環境をつくることのないように、そこは柔軟に、何かサポートすべきところはさせていただき、また採用に当たりますしてのいろんな条件、人事課からもこういう部分に配慮とかということも各課にも話が来ておりますが、そういった部分は前提として配慮しながら、意見が言いやすい状況はつくっていきたくて考えています。

◎吉良委員 一応それを問題点として指摘しておきます。

◎西森委員 この対応要領が策定されることによって何か新たに人的また物的な必要なものが発生することはあり得るんでしょうか。例えば、何かこれ読んでみると、電光掲示板でもってわかりやすく案内し誘導するみたいなことが書かれているんですけれども、そういうものを設置したりとか、それとも今ある既存の形の中での対応ということなのかどう

なのkachyotto教えて。

◎梅森障害保健福祉課長 これまでに整備されているものは当然活用させていただきながら、ただ、少し車椅子のスロープなんかは県庁も整備をしておりますけれども、少しキャスターを上げるときの補助をすとか、そういった部分のところは合理的配慮の中に書かせていただきながら、少し手を加える部分もあると思いますし、そうしたところは上のものを下へおろすには、そういうことは心がけてやればできることがありますので、今ある資源を使いながら、それほどまたないものであっても、それほど過重に負担がかからないものについては、そういった部分についても各担当部局にその部分の改善は求めているながら、障害のある方がそれを障害としなくていいような形には少しずつ進めていきたいと思っています。

◎西森委員 人的な部分。

◎梅森障害保健福祉課長 人的な部分を直ちにというところはございません。先ほど申し上げましたように、各階層の研修に私どもの課が中心になって行かせていただきますし、そういった部分で人が出ていったりとかということもございますけれども、各部局におきましても極力研修を通じまして広げていっていただいて、受けた方が職場内でやっていただくという広がりの中でやっていきたいと思っています。

◎西森委員 あと、こういった対応要領ができた、それを職員の皆さんへの徹底ということについては、先ほど課長言われましたけれども、研修を受けた方がという形ですかね。それとも、どんな形でこれは職員の方全員にお伝えをするのでしょうか。

◎梅森障害保健福祉課長 まず、それぞれ新規採用職員であったり管理職員、それから年次別、階層別でやっておる研修を受ける方には全員時間をとって研修をすることとしておりますし、その研修に当たらない人につきましては、まだちょっと細かい部分は調整中がございますけれど、県内3カ所ほどで職員向けの研修などもやっていきたい、極力皆さんに出ていっていただける形をとっていきたいと思っておりますし、それぞれ各部局、各課ごとの研修などもやっておりますので、そうした中にも取り入れていただくということで普及させていただきたいと思っております。また、DVDなんかは使いながら、障害の特性に応じた対応といったもののDVDもございますので、そういったものを使いながら、まずは職員が障害のある方に対応するときにはどうすればいいのかという部分を理解してもらうところから始めていきたいと思っています。

◎依光委員長 質疑を終わります。

暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 12時0分～12時59分)

◎依光委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで、審議に入る前に、委員の皆様をお願いしたいことがあります。

皆様御存じのとおり、本日、東日本大震災から5年を迎えます。そこで、地震が発生しました午後2時46分に、震災により犠牲となられた全ての方々に哀悼の意を表するため、黙禱をささげたいと存じます。時間になりましたら私のほうからお声をかけますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、(仮称)高知家の子どもの貧困対策推進計画の策定について、児童家庭課の説明を求めます。

◎森児童家庭課長 児童家庭課です。

赤の児童家庭課のインデックスをお開きください。

なお、資料としまして、後ろのほうに、平成27年度高知県ひとり親家庭実態調査報告書と高知家の子どもの貧困対策推進計画の案をつけております。

それでは、高知家の子どもの貧困対策推進計画(案)について御説明します。

当該計画につきましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画案として取りまとめを行いました。

まず、子供たちを取り巻く状況です。

本県のひとり親世帯の状況ですが、図1をごらんください。

平成22年の本県のひとり親世帯率は2.28%で全国上位、就業状況は、昨年の調査で、母子世帯92%、父子世帯89.2%となっており、図2の就労形態を見ますと、母子世帯の正職員率は56.7%、図3の年間就労収入は200万円未満の割合が母子世帯では56.8%となるなど、厳しい経済状況に置かれています。

次に、生活保護世帯の状況です。

2ページの図4をごらんください。

平成26年度は約1万5,500世帯と若干減少し、保護率は28.2パーミルで全国平均の約1.7倍、被保護世帯の子供は約2,500人となっています。

次に、厳しい環境にある子供たちの進学等の状況です。

県全体の進学率と、児童養護施設、ひとり親世帯、生活保護世帯の子供たちの進学率を比較してみますと、明らかに差が出ており、図6の小中学校における就学援助率は4人に1人の割合となっております。

次に、学校現場における現状です。

3ページの図7の暴力行為の発生件数、不登校の児童生徒数、高等学校の生徒の中途退学率は、大変厳しい状況となっています。図8の少年非行の件数、非行率は改善していますが、図9の全国の非行少年の出現率では、両親のいる世帯に比べますと母子世帯では約2.6倍、父子世帯では約5倍となるなど、ひとり親世帯の子供たちの家庭環境の厳しさが

うかがわれます。

次に、保健・福祉分野の状況です。

図10の乳幼児健診の受診率は全国平均を下回っており、図11の児童相談所における児童虐待相談対応件数は近年増加を続けています。

4 ページをお願いします。

こうした子供たちを取り巻く厳しい環境から導き出されます早期からの取り組みの抜本強化、親育ち支援、学力向上、保護者の自立支援などといった7つの課題に、指標に基づく数値目標を設定し、新たな対策などを盛り込んだ子どもの貧困対策推進計画案を策定いたしました。

計画の概要ですが、本計画では、高知家の全ての子供たちが、子供たち自身の努力の及ばない不利な環境により将来への道を閉ざされることのないよう、夢と希望を持って安心して育つことのできる県づくりを目指すということを基本理念としております。各取り組みの基本的な方向性として、1点目には、ライフステージの各段階に応じた切れ目のないきめ細かな支援策として推進すること、2点目では、一般施策を基本に、支援の必要度の高い子供たちには特別な施策を追加的に講じること、3点目として、県民総ぐるみで高知家の子供たちを見守り育むことの3つの方向性に基づいて取り組みを進めることとしております。計画期間につきましては、平成28年度から平成31年度までの4年間としております。

次に、具体的な取り組みです。

5 ページの取り組み内容を6 ページで全体像としてお示ししておりますので、ごらんください。

子供たちへの支援対策の抜本強化と保護者等への支援の抜本強化という大きな2つの枠組みの中で、幼少期においては保護者へ手厚く、子供が学齢を重ねるに従って子供たち自身への支援を手厚く、支援の軸足を移しております。

図の右上半分が、子供たちへの支援策の抜本強化の取り組みです。就学前教育の充実、学びの場づくりや見守り体制の充実、健康的な体づくりといった、学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化、高知家の子ども見守りプランの推進、進学、就労等に向けた支援などについて重点的に取り組んでまいります。

就学前教育の充実では、保育園、幼稚園の保育者の親育ち支援力の向上や、多機能型保育の設置、加配保育士の配置拡充などにより、就学前からの教育、保育の充実を図ります。就学後は、学校をプラットフォームとした小学校から高等学校までの各段階に応じた切れ目のない支援策に取り組んでまいります。

知の学びの場づくりでは、小・中・高等学校への学習支援員の配置拡充、放課後児童クラブの取り組みなどの充実を図ります。徳の見守り体制の充実では、学校支援地域本部の

活動の充実、スクールカウンセラーなどの配置拡充、いじめ防止対策としてワンストップ・アンド・トータルな支援を実施してまいります。体の健康的な体づくりでは、子供たちの運動機会の充実を図ることや、子供のころからの健康的な生活習慣づくり、保護者に対する啓発の強化などに取り組みます。

高知家の子ども見守りプランの推進では、少年非行の防止対策としてこれまで取り組んでまいりました予防対策、入り口対策、立ち直り対策といった3つの対策により取り組みを進めてまいります。

進学、就労等に向けた支援では、児童養護施設等の子供たちの自立を支援する職員の配置や、生活困窮家庭の子供たちには自学自習の習慣づくりや高校受験のための学習支援の取り組みを推進してまいります。

次に、図の左下半分が保護者等への支援策の抜本強化の取り組みです。保護者の子育て力の向上、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援、住まい、就労、生活への支援、児童虐待防止対策の推進について重点的に取り組んでまいります。

保護者の子育て力の向上では、保護者を対象とした研修の充実や、乳幼児期からの基本的な生活習慣の定着に向けた取り組みを進めます。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援では、市町村での子育て世代包括支援センターの設置を促進し、要保護児童対策地域協議会を中心とした地域での見守り体制の構築などにも取り組んでまいります。

住まい、就労、生活への支援では、住まいの確保、就労による自立促進対策の強化、生活への支援としてファミリー・サポート・センター事業などの子育て支援策の充実や経済的な支援策の拡充、奨学金の充実などに取り組んでまいります。

児童虐待防止対策の推進では、児童相談所の強化、市町村の要保護児童対策地域協議会の活動強化、民生・児童委員等の協力による地域の見守り体制づくりなどに取り組んでまいります。

次に、計画の指標と成果目標です。

取り組み全体の進捗管理につきましては、日本一の健康長寿県構想会議で行います。その際に、関連施策の実施状況や対策の強化等を検証、評価するために、進学・就職率や保護者への就労に関する26の指標及び成果目標を設定しております。

今後とも、子供たちや家庭の実態調査、さらにはPDCAサイクルによる検証などを通じまして、新たな指標の検討や関連施策のバージョンアップなどを行ってまいります。

以上が高知家の子どもの貧困対策推進計画案の概要でございます。よろしくお願いたします。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎吉良委員 この最後の端の指標、成果目標の指標及び成果目標ですけれども、これを見ゆくと、やはり本来いわゆる子供の貧困が問題になっているわけで、相対的貧困率の指標が全然入っていないですね。さっき部長もおっしゃっていたように、再配分前の貧困率も含めてやはり一つの指標として大事に扱っていく必要があるかと思えますけれども、それについてはどういうお考えですか。

◎森児童家庭課長 国から、平成24年の生活実態調査に基づきまして、国は子供の貧困率が16.3%という数字を出しております。各都道府県の数値についても出せないかということですが、国は各県の数値に行くと統計的な精度が確保できないということでお示しをいただいております。現状、高知県のほうでも貧困率を捉えておりませんので、今後、来年度実施する計画の中で、そういった指標についても有効な指標だと考えておりますので、そういったところをつかめるような取り組みをしていきたいとは思っています。ただ、各市町村から所得のデータとか、あと手当のデータなんかを出していただく必要がありますので、そういったデータがそろっているか、これからちょっと調べていきたいと思えます。

◎吉良委員 よろしくをお願いします。

それから、施策のこの一覧表、1枚にもあるんですけど、これも非常に視覚的にそれぞれわかりやすいんですけども、国は、教育支援、生活支援、それから保護者に対する就労支援、最後に経済的支援という4つの視点を挙げて示しているわけですね。これは非常に大事だと思うんですね、全国的な比較をする上でも。特に経済的支援の部分でいうと、学力の問題、指標になっておりますけれども、進学率だとかありますけれども、学テの分析によってもやはり所得によって相関関係があるところが出ていますので、やはりこの経済的支援がしっかりとどう行われていくのかってことも見てわかるようなものにしていただきたいと思うんですけども、これについてはどうですか。

◎森児童家庭課長 私どもも最初は、経済的支援とか教育のところは4つの分野に分けた形でそれぞれの施策を整理していた時期もございました。しかし、全体を構築する中で、高知県としてはこういった分け方で整理をしていきたいということで、一旦整理していたものを、今現在計画の中にも、それぞれの子供に対する施策で4つ、それから保護者に対する施策で4つという形で分けておりますけれども、その施策の中に再構築した形で現在お示しさせていただいておりますので、委員がおっしゃられた内容については今の整理の中には網羅をされているのかなということで、私どもはそういう形で現在は整理をさせていただいております。

◎吉良委員 面的にこれはすごくそれぞれの関連性がわかるわけですけれども、縦軸で生活支援はどうだったのかを見るときにはどうしても見づらいですよ。だから、私なんかとしては、客観的に見る場合には、教育支援がどうだったのか、生活支援がどうだったのか

かという縦軸で見えるものがぜひ欲しいと思いますので、そのことも含めてまた御検討もいただければと思います。

◎**浜田（英）委員** 乳幼児、小学校、中学校、高校とライフステージに応じた時系列に非常にわかりやすい。けちをつけるようで悪いんですけども、ここに妊娠期から子育て期までの切れ目のないとありましたが、ここの出生のところを周産期とやったほうがより高知らしいんじゃないかな。中央児相の沢田メソッドによると、これを周産期と必ず言えと言っていると思いますので、ここはやっぱり周産期から乳幼児としたほうが高知らしいかなと思う。いかがでしょう。

◎**井奥地域福祉部長** 先ほど課長からも説明がありましたけれども、この計画自体が毎年毎年推進会議のほうでローリングしながら進捗管理を図る、また来年度の実態調査を踏まえて、そういう中から有効な部分は指標として追加したほうがいいものについてはやっていく形になっていますので、そういう具体の中でまた一つの考察として検討させてもらいたいと思います。

◎**加藤副委員長** このひとり親世帯というところの前提条件なんですけれども、母子家庭、父子家庭で3世代で暮らしていらっしゃる方もおいでと思うんですけど、そのさび分けというのはどんなになっていますか。

◎**森児童家庭課長** 3世代で生活している方も含めひとり親世帯ということで考えております。今回の調査の中にも、この資料の中に同居の状況についても一応整理をしております。お手元の資料の児童家庭課のインデックス、こちらの本体のちょっと厚いほうになりますが、後ろに参考資料でひとり親家庭の実態調査の集計結果というものがあまして、その2ページ目に、今加藤委員がおっしゃられた、今回調査に当たって各世帯の状況についてはこういう形でも把握に努めております。

◎**加藤副委員長** わかりました。何が言いたいかというと、就学率とか進学なんかいろいろ比べていただいていますけれども、ここに3世代のひとり親世帯と、例えば子供と親だけの世帯のところなんかを変えていくと、また違った傾向が見られるんじゃないかなと思うんですね。やっぱりひとり親家庭の課題の一つは、子供と一緒に過ごす時間が絶対的に短くて、しつけができないとか家庭での教育がなかなか行き届かないというところも大きな課題だと思うので、そういう3世代と3世代以外のところなんかでもまた研究をしていただいたら違った観点になるんじゃないかなと思います。

◎**森児童家庭課長** 今回の調査に当たって、いろんな視点から調べるような形で、調査項目もいろいろ事前に準備しました。今回こういう形で捉えられるようにしていますので、クロス集計をかけるというところが見えてくるとと思いますので、今後、御指摘のあった点も含めて研究を深めてみたいと思います。

◎**加藤副委員長** はい、承知しました。

◎依光委員長 ほかに。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で地域福祉部を終わります。

### 《文化生活部》

◎依光委員長 次に、文化生活部について行います。

最初に、議案について文化生活部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎岡崎文化生活部長 それでは、2月議会への提出議案について御説明をいたします。

文化生活部からは、予算議案といたしまして平成28年度一般会計予算、平成27年度一般会計補正予算の2件と、条例その他議案3件を提出させていただいております。

まず、平成28年度の当初予算議案につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料の②の番号がつけました当初予算議案説明書の203ページをお開きください。

文化生活部の予算の総括表でございます。

平成28年度の当部の一般会計の当初予算額は、合計欄にもございますように約172億5,400万円で、平成27年度の当初予算額166億9,000万円余りと比べまして約5億6,400万円、率にいたしまして約3.38%の増となっております。主な要因といたしましては、高知城歴史博物館の建築工事が平成27年度で終了する一方、坂本龍馬記念館新館の建築工事や永国寺キャンパス図書館、体育館の建築工事を施行することによるものでございます。

それでは続きまして、お手元別途お配りしております文化生活部の青の見出しがつけました議案参考資料をごらんいただきたいと思っております。

表紙をめくっていただきますと、平成28年度の当部の施策の体系と主な事業の資料がございます。この資料に沿いまして主な事業を説明させていただきます。

まず、左側一番上の、県民の文化的な感性を育む社会づくりでは、芸術文化の振興として、高知城歴史博物館については来年3月のオープンに向け、施設内設備の整備や魅力ある展示やソフト事業の準備を進めてまいります。また、坂本龍馬記念館の平成30年オープンに向けた建築工事を進めるなど、文化施設の整備に引き続き取り組んでまいります。さらに、本県の文化、漫画等の魅力を国内及び世界に向けて発信することで、本県全体の認知度を向上させるとともに、県の他の施策と連携しながら、観光を初めとする産業の振興などにつなげてまいりたいと考えております。

次の産学官民連携によるイノベーションの創出では、昨年4月に開設しました産学官民

連携センターで引き続き県内外の英知を導入しながら、アイデアを事業に結びつける取り組みを行いますとともに、新たにビジネスプランコンテストを開催し、起業や新事業展開を促進してまいります。同時に、それらを支える産業人材の育成のため、土佐まるごとビジネスアカデミーを拡充して実施をしてまいります。

次の国際交流の総合的な推進では、国際友好交流の推進として、韓国・全羅南道との包括協定の締結に向けて準備を進めますとともに、パラグアイ日本人移住80周年とパラグアイ高知県人会創立40周年を迎えますことから、記念式典への参加を通じまして移住地とのきずなを深めてまいりたいと考えております。

次のまんが文化の推進・コンテンツ産業の振興では、まんが王国・土佐のブランド化の推進として、まんが甲子園25周年記念事業の開催に合わせて、韓国、台湾から参加校及びメディアを招聘するとともに、首都圏でのPRや全国漫画家大会議などを通じまして高知の魅力を国内外に発信し、多くの方に高知に足を運んでいただき高知ファンになっていたくよう取り組んでまいります。

また、コンテンツ産業の振興につきましては、第3期産業振興計画の地産外商の強化に取り組んでいる産業分野となっております。そのため、コンテンツ企業の県内への立地を促進するとともに、県内企業、大学、高等専門学校などとの連携したアプリ開発人材等の育成と確保、ビジネス機会の創出、外商支援までを一つのパッケージとし、ワンストップでさらなる誘致に取り組み、産業の集積を目指してまいります。

続きまして、右側の一番上、男女がともに支え、安全で安心して暮らせる社会づくりでは、男女共同参画の推進としまして、新たに平成28年度から県民生活・男女共同参画課内に女性の活躍推進室を設置し、子育てをしながら働く女性を社会全体で支える仕組みを整えてまいります。

まず、女性の就労支援としまして、引き続き高知家の女性しごと応援室におきまして、一人一人の適性や経歴に応じたキャリアコンサルティングなどによりまして、より多くの女性が確実に就労につながるようきめ細かく支援をしてまいります。また、子育てしながら働く女性を支援するため、地域の支え合いによる子育て支援の仕組みでありますファミリー・サポート・センターにつきまして、新たな補助制度の創設など、開設に向けた支援を大幅に拡充して、県内全域での普及に向けて取り組んでまいります。さらに、経済団体などと連携して、女性の登用促進に向けたセミナーの開催など、女性の活躍の場を広げる取り組みを充実してまいります。

次の私学の振興・大学への支援では、私立学校の振興としまして、本県の学校教育の中で重要な役割を果たしていただいている私立学校に対しまして、学校への運営費補助や、保護者の教育費負担の軽減を目的とした支援を引き続き行いますとともに、公立大学法人への支援として、高知県公立大学法人の運営に対する支援や永国寺キャンパス図書館及び

体育館の建築工事を行ってまいります。また、育英事業の推進としまして、奨学金の返還支援による産業人材の確保、定着のための制度と、返還義務を負わない育英資金の給付による未来を担う人材育成のための制度を新たに創設しております。

次の人権尊重の社会づくりでは、人権啓発の推進として、人権施策基本方針に基づきまして、人権が尊重される社会を実現するために、さまざまな課題に対する県民一人一人の正しい理解と認識が深まりますよう啓発や研修に取り組みますとともに、人権のまちづくりの推進として隣保館の運営などを支援してまいります。

最後の情報化の推進では、行政情報化と地域情報化を推進しますとともに、情報セキュリティ対策として、県庁ネットワークのセキュリティ強化対策や、県と市町村が共同で利用します高知県情報セキュリティアーククラウドの構築に取り組みます。また、情報通信格差の是正として、携帯電話サービスのエリア拡大やテレビ放送の共聴施設の整備に対する支援を継続しますとともに、集落活動センターなど地域の拠点施設における情報通信基盤の整備や、避難所のラジオ受信環境の整備に取り組んでまいります。

続きまして、平成27年度補正予算議案につきまして説明をさせていただきます。

④の番号がつきました補正予算議案説明書の109ページをお開きいただきたいと思えます。

補正予算の総括表でございます。部内全課で補正予算をお願いしておりまして、合計で合計欄にありますように4,300万円程度の増額となっております。

このうち人件費補正の主な理由としましては、今議会の開会日に可決いただきました職員の給与条例の改正を反映させて計上したことによるもの及び人員の増減、職員の人事異動、年金制度変更に伴います共済負担率の変更等によるものでございます。また、県立大学等支援費の減額や隣保館運営支援等事業費の減額などがあります一方で、産業人材定着支援基金や夢・志チャレンジ基金の設置に伴います積立金の増額、あるいは県庁ネットワークセキュリティ強化対策事業委託料や情報セキュリティアーククラウド構築事業委託料に伴う増額がございます。

続きまして、⑤の番号がつきました条例その他議案をお開きいただきたいと思えます。

表紙をおめくりいただきますと、最初に目録が出ております。このうち文化生活部は、第45号議案、第46号議案及び次のページになりますが第71号議案の3件が該当しております。

まず、第45号議案につきましては、大学在学中に日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受け、大学卒業後に県内で就職する方に対しまして、当該奨学金の返還を支援することで地域産業を支える中核人材の確保を図るため、基金を設置するものでございます。

次に、第46号議案につきましては、本県出身の篤志家の方から高知の子供たちを応援するために貴重な御寄附をいただきましたことから、学生が返還の義務を負わない育英資

金、いわゆる給付型奨学金の制度を創設するため、基金を設置するものでございます。

次に、第71号議案につきましては、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行によります消費者安全法の一部改正等により、同法に基づき消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるとともに、同法の引用規定の整備等をしようとするものでございます。

続きまして、報告事項が3件ございます。

お手元の文化生活部の資料報告事項の赤のインデックスをごらんいただきたいと思えます。

まず、文化推進課、私学・大学支援課からは、教育等の振興に関する施策の大綱につきまして、また県民生活・男女共同参画課からは、こうち男女共同参画プラン改定とイラストレーションの無断使用について御報告をさせていただきます。詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、当部が所管いたします審議会の審議経過等につきまして、12月議会以降の状況を報告いたします。

同じ資料の赤のインデックス、審議等をお開きいただきたいと思えます。

まず、2のこうち男女共同参画会議及び4の高知県人権尊重の社会づくり協議会につきましてそれぞれ1回、3の高知県私立学校審議会につきましては2回開催をしております。主な審議項目、決定事項などを資料に記載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

なお、委員の名簿は資料の後ろにつけておりますので、御参照いただければと存じます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈文化推進課〉

◎依光委員長 初めに、文化推進課の説明を求めます。

◎高橋文化推進課長 文化推進課の高橋でございます。よろしくお願いをいたします。

文化推進課は、平成28年度当初予算議案、27年度補正予算議案について説明させていただきます。

まず、資料No.②の当初予算議案説明書の204ページをお開きいただきたいと思えます。

まず、主な歳入を説明いたします。

上から4つ目、9国庫支出金の6,115万9,000円は、右の説明欄にありますとおり、地方創生推進交付金を産学官民連携推進費に活用するためのものでございます。

また、下から5つ目の12繰入金でございますが、こうちふるさと寄附金基金繰入の

1,103万円につきましては、後ほど歳出で御説明いたしますが、土佐藩主山内家墓所を管理するための補助金及び土佐MBA実践編の講座、土佐経営塾の研修委託料に活用するためのものがございます。

次のページをお開きいただきまして、上から3つ目、15県債につきましても、それぞれ後ほど歳出で説明いたしますが、高知城歴史博物館、坂本龍馬記念館、歴史民俗資料館の整備等を行うための起債でございます。

次に、206ページをお願いいたします。

説明欄の項目に沿いまして主な内容を御説明させていただきます。

まず、1つ飛ばしまして、1の文化推進費でございますが、次のページ、207ページをごらんください。

1つ目の芸術祭開催事務委託料は、県民の皆様が芸術文化に触れる機会を拡大することなどを目指して開催しております高知県芸術祭の事務を高知県文化財団に委託する経費でございます。

次の広報誌制作等委託料は、高知県の文化を広く県内外に発信するため、文化広報誌「とさぶし」を発行しておりますけれども、引き続きこの「とさぶし」を発行するための経費でございます。

1つ飛ばしまして、高知家まるごと海外情報発信事業委託料は、別途資料を用いまして説明をさせていただきます。

お手元の議案参考資料、赤いインデックスの文化推進課の1ページをごらんいただきたいと思います。

上の事業の目的にありますように、この事業は、文化、歴史、漫画、自然、食、観光などの本県の魅力あるコンテンツを丸ごと伝える放送番組を制作し、日本全国及び海外に向けて放送するもので、本県の認知度を向上させるとともに、県の他の施策と連携することで観光や産業の振興などにつなげようとするものでございます。まずは、海外での訴求力があります漫画をきっかけとして、本県の魅力を全国及び海外に発信したいと考えております。

制作する番組は、まんが甲子園や全国漫画家大会議などの漫画関連、よさこい祭りなどの観光関連、また歴史、文化や県産品なども含む内容を予定しており、年3回以上BS放送で放送するとともに、その番組を翻訳、再編集して海外でも放送することとしております。この事業を実施することで、漫画といえば高知県、よさこいといえば高知県というように高知県を国内外に強く印象づけ、観光や産業の振興などにつなげてまいりたいと考えております。

それではまた再び当初予算議案説明書の207ページにお戻りいただきたいと思います。

上から5つ目、地域創造負担金は、県内の市町村や文化団体の自主事業に対する支援な

どを行っております一般財団法人地域創造に対する負担金でございます。

次に、3山内家資料保存事業費でございます。

1つ目の展示ケース移転委託料につきましては、土佐山内家宝資料館閉館に伴い、展示室に設置している県の備品である展示ケースを移転させるための費用でございます。

次の土佐藩主山内家墓所管理費等補助金につきましては、この3月1日に国の史跡指定を受けることができました。その土佐藩主山内家墓所を適切に保存、活用するため、管理団体として指定が予定されております公益財団法人土佐山内記念財団に対しまして、今後の管理方針を定めるための保存活用計画の策定、また当面必要となります保存処理や管理等に要する経費を助成するものでございます。

次に、4文化施設管理運営費でございます。

高知城歴史博物館管理運営委託料から、次の208ページの3つ目、県民文化ホール管理運営委託料までは、6つの県立文化施設の指定管理に係る代行料でございます。このうち高知城歴史博物館につきましては、博物館の概要と平成28年度に行います整備概要などにつきまして、別途資料を用いて説明させていただきます。

お手元の議案参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、博物館の施設概要と指定管理者が実施します事業ですが、左側の最上階の3階に設けます展示室では、山内家資料等を初めとした県内外の本物の資料をごらんいただけますよう、江戸時代を中心とした歴史や美術の多彩な展覧会を企画開催してまいります。2階には、約6万7,000点の山内家資料など、高知の歴史文化資料を適切に保存する収蔵庫のほか、保存技術を継承し調査研究等を推進させるための資料保存修理室や閲覧室を設けております。1階には、ミュージアムショップ、県内の歴史文化情報等を発信するコーナー、ホールや実習室、和室を備えまして、観光案内機能を果たしますとともに、日本文化の体験など多彩な講座を開催してまいります。

次に、平成28年度の予算概要について説明させていただきます。

右上の予算概要欄をごらんください。

展示ケースや収蔵庫棚等の製作、設置、什器備品の購入等、整備事業に4億6,000万円余りを、また指定管理者が行います資料の移転や施設の管理、展覧会の準備及び開催や教育普及事業等、管理運営費に3億円余りを計上しております。

最後に、下の表をごらんください。

博物館の開館は、平成29年3月3日金曜日を予定しております。この日は、夕方から開館記念行事を実施し、翌日の土曜日から一般公開を行いたいと考えております。また、博物館の開館は、歴史を中心とした博覧会第1幕の開幕となりますので、大政奉還150年や明治維新150年を意識した連続企画を順次開催しますとともに、観光部局や県内文化施設と連携しまして、高知の歴史文化の魅力を全国に発信してまいります。

それでは、再び当初予算議案説明書の208ページにお戻りいただきたいと思ひます。

上から4つ目、県民文化ホール業務システム更新等委託料につきましては、県民文化ホールの受け付け管理などを行うシステムの更新及び保守管理を行うものでございます。

次の著作権管理委託料につきましては、県に寄贈されている石元泰博氏の写真作品の著作権につきまして、利用許諾に関する事務処理の一部を高知県文化財団に委託して実施するものでございます。

次の事務費につきましては、県立文化施設の維持修繕に係る経費や、県民文化ホールグリーンホールのプロジェクターの購入などに係る経費でございます。

次に、5文化施設改修事業費でございます。

1つ目の美術館改修工事監理等委託料と3つ下の美術館改修工事請負費は、美術館の屋根及び外壁の雨漏り改修に係る経費でございます。

2つ目の歴史民俗資料館改修設計等委託料と3つ下の歴史民俗資料館改修工事請負費は、歴史民俗資料館のエントランススタイルの改修や空調制御機器の更新に係る経費でございます。

3つ目の文学館改修工事監理等委託料と3つ下の文学館改修工事請負費は、茶室の雨漏り改修に係る経費でございます。

次に、6坂本龍馬記念館整備事業費でございます。こちらも詳細につきましては別途資料を用意しておりますので、恐れ入りますが議案参考資料の3ページをお願いいたします。

坂本龍馬記念館の整備につきましては、昨年度に策定いたしましたリニューアル基本構想に基づき、本年度に基本設計を取りまとめ、現在実施設計を進めているところでございます。

左上にありますとおり、リニューアルに当たっての基本方針は、本物の資料を収蔵、展示できる博物館としての機能を備え、かつ太平洋を眺望できる既存館の魅力を生かした観光文化施設を目指すものでございます。

具体的なリニューアルの概要は、右側に記載をしております。中央のパース図は、南側から見た外観イメージでございます。左の新館は、貴重な資料をしっかりと保存、展示することができる博物館として整備し、右の既存館は、老朽化した設備の更新や内装改修などにより来館者サービス機能の充実を図ることとしております。

リニューアル後の来館者の基本動線は、新館1階から入館し、2階の展示室ゾーンで鑑賞した後、ブリッジを通過して既存館2階の体験型展示室へ渡り、そこから地下の展示や屋上の展望ゾーン、カフェなどを自由に移動していただき、最後は1階のミュージアムショップを通過して退出という流れになります。

展示につきましては、新館では「龍馬と心通わす」をテーマに実物の資料を通して龍馬を深く伝える展示に、一方既存館では「龍馬と遊ぶ」をテーマに親しみやすい演出や体験

を通して龍馬を広く伝える展示とし、それぞれ位置づけを明確にした構成となっております。

整備のスケジュールにつきましては、新館の建築工事は28年7月ごろから、既存館の改修工事は29年1月ごろから開始する予定でございます。展示につきましては、製作は28年8月ごろから、現場施工は建物が完成します29年の夏ごろから開始する予定でございます。既存館の営業は、28年12月までは通常どおりで、29年1月から約1年間休館する予定となっております。

左下の囲みをごらんください。

平成28年度予算の概要でございます。

設計等委託料につきましては、年度当初に完了します実施設計の費用として、建築及び展示、また新たに駐車場として整備します既存館南側の地盤改良設計に係る費用を計上しております。次の建築工事監理委託料と建築工事請負費は、建築工事に係る経費で、工事は2カ年にわたりますことから、合わせて債務負担行為を計上しております。展示ケース製作等委託料につきましては、新館と既存館の展示製作を行うもので、債務負担行為を計上しております。

先ほど申し上げましたとおり、坂本龍馬記念館はリニューアル工事のため平成29年1月から約1年間休館いたしますが、休館中は県外の博物館等で出張展覧会を開催するなど全国へ向けたPR活動を展開するほか、県内では、次代を担う子供たちに龍馬に関する知識を深めてもらうため、学校への訪問活動などを集中的に進めてまいります。また、整備の進捗と合わせて、リニューアルに向けた準備を着実に進め、明治維新150年の節目であり歴史を中心とした博覧会第2幕となる平成30年のオープンを目指して取り組んでまいります。

それでは、当初予算議案説明書209ページにお戻りいただきたいと思っております。

7の高知城歴史博物館整備事業費につきましては、先ほど高知城歴史博物館管理運営委託料のところで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、8産学官民連携推進費でございます。これは、本年度4月に県立大、工科大永国寺キャンパス内に県の出先機関として開設しました産学官民連携センターココブラの事業運営に係る経費でございます。ココブラでは、県内外の高等教育機関や研究機関、また企業等との連携による知の拠点、交流の拠点、人材育成の拠点の3つの拠点機能のうち、産業振興や地域の課題解決に向けてさまざまな事業に取り組んでおります。

まず、2つ目のホームページ運用保守委託料は、産学官民連携センターホームページの運用保守業務の委託に係る経費でございます。

2つ下のビジネスプランコンテスト開催等委託料は、28年度新たに実施を考えておりますビジネスプランコンテストの開催業務の委託に係る経費でございます。詳しくは、後ほ

ど別途資料で説明させていただきます。

次の産業人材育成研修等委託料は、平成24年度にスタートし内容の充実強化をしながら本年度からココプラで実施しております土佐まるごとビジネスアカデミー、通称土佐MBAの開催に係る委託経費でございます。

次の設備設置工事請負費は、本年度設置しました公用車のカーポートの設置に係る経費でございます。

次のページ、210ページをお開きください。

高知県・大学等連携協議会負担金は、ココプラが県内5つの高等教育機関と連携して事業を行うための協議会への負担金でございます。詳しくは、後ほど別途資料で説明させていただきます。

次の管理費負担金は、永国寺キャンパス内にありますココプラの光熱水費などについて、永国寺キャンパスの施設を管理する高知県公立大学法人に対して負担金を支出するものでございます。

次のビジネスチャレンジ支援補助金は、サポートする対象となった事業計画の磨き上げに向けて各種調査や検証等を行うための経費を助成する補助金でございます。こちらも詳しくは後ほど別途資料で説明をさせていただきます。

次の土佐フードビジネスクリエイター人材創出講座開設寄附金は、産業振興計画の柱の一つ、食品加工の推進を図るため、高知大学が実施する土佐FBCの講座開設に対する寄附金でございます。

次の事務費は、産業振興などに取り組むため市町村職員と県職員が学び合う研修、土佐まるごと立志塾の講師に対する報償費や、ココプラが企業等への事業支援を行う際に助言をいただく専門家やアドバイザーに対する報償費、またココプラの活動に係る旅費などの経費でございます。

それでは、再びお手元の議案参考資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

地域の持続的な発展をもたらすためには、継続的に新たな挑戦が行われる環境を醸成していくことが重要でありますことから、起業や新たな事業展開を促していくための施策を抜本強化していくこととしております。そのポイントの一つとして、土佐まるごとビジネスアカデミーをベースとした、学びからビジネスにつなげるまでの企業化プロセスを強化するものでございます。

この図は、ココプラに相談に来られた方が、左側、学びのステージ、真ん中、トレーニングのステージ、右側、ビジネスプランコンテストを経て、ビジネスの本ステージへ進んでいく全体のイメージでございます。

まず、左側の学びのステージでは、土佐MBAを用意しております。新たに、入門編に起業入門セミナーを、基礎編には起業家養成講座といった起業に関するノウハウを集中的

に学ぶ講座を追加することとしております。また、より高いレベルの講座の拡充としまして、新たにエグゼクティブ層、いわゆる企業幹部の育成コースを開設することで、県内中堅企業の事業変革などを支援したいと考えております。また、左側にあります「地域での人材育成」では、新たにサテプラ、サテライトプラットフォームというインターネットを活用した双方向のテレビ会議システムを利用し、県内全域で学びの機会を確保いたします。

中央のトレーニングのステージでは、県内の5つの高等教育機関と連携して高知県・大学等連携協議会を設置し、事業を実施いたします。上段の「アイデアを生み出し、仲間探しを後押し」のところでは、フューチャーセミナー、シーズ・研究内容紹介等の取り組みについて、回数などを拡充して実施いたします。また、その下の知財マッチングは、大企業等の開放特許と本県中小企業が持つ技術とのマッチングの機会をつくってまいりたいと考えております。その下の「アイデアを磨き、ビジネスモデルづくり」の段階では、生まれてきたビジネスのアイデアをビジネスプランに磨き上げていく場として、ローカル to グローバルなど4つの連続講座を実施してまいります。その中で、4つ目の地域産業創出Ⅱは新規事業で、起業や新事業創出等を目指す方を幅広く対象として実施しようとするものでございます。これらの連続講座の後には、右側下のコプラビジネスチャレンジサポートとして、専門家の派遣や事業計画の実現可能性を調査するための費用の補助など、ビジネスプランをさらに磨き上げるサポートを用意しております。

その後、次の段階として、右上にありますビジネスプランコンテストを新たに実施し、起業や新たな事業展開について多くの方に可能性を感じていただくとともに、県外からの移住を呼び込むことにもつなげていきたいと考えております。ビジネスプランコンテストは、イノベーション部門とローカル・ビジネス部門の2つでございます。

イノベーション部門は、新たな価値の創造を目指すようなビジネスプランを対象とするもので、書類審査や面談審査を経て本選に進み、入賞者には補助金交付やベンチャーキャピタルなどの紹介などの支援策を設けることとしております。さらに、企画を実践事業化へ加速させるという意味のアクセラレーションプログラムで個別支援を行うこととしております。

また、ローカル・ビジネス部門は、もう少し身近なビジネスのアイデアを対象としております。書類審査を経て、アイデアを企画書レベルまで磨き上げるブラッシュアッププログラムを通り、入賞者にはコプラビジネスチャレンジサポートを活用して事業化の支援を行ってまいりたいと考えております。

右上にありますように、ビジネスプランコンテストの入賞者への補助金としましては、企画の事業化が年度をまたぐことが予想されますので、合計600万円を債務負担行為に計上させていただいております。

このように、ビジネスプランコンテストを一つの呼び水として、学びやトレーニングといったステージごとのココプラの取り組みを有機的に活用し、起業や新たな事業展開の促進につなげてまいりたいと考えております。

恐れ入ります、再び次に当初予算議案説明書210ページにお戻りいただきまして、210ページでございます。

文化推進課の当初予算の総額は29億92万7,000円で、高知城歴史博物館の建築工事終了などにより、前年度と比べ約32%減となっております。

次に、211ページをお願いいたします。

債務負担行為につきましては、それぞれの予算部分で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で当初予算を終了いたしまして、続きまして平成27年度の補正予算議案について説明をいたします。

資料番号④補正予算議案説明書の110ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

中ほどの15県債は、工事費の入札に伴う減額により起債額が減少したものでございます。

次に、111ページをお開きください。

歳出でございます。

右の説明欄で主なものを説明いたします。

まず、1つ飛ばしまして、2文化推進費は、病休産休代替職員に係る経費に不用が生じたことにより減額となったものでございます。

次に、3文化施設管理運営費の美術館管理運営委託料、歴史民俗資料館管理運営委託料及び文学館管理運営委託料は、人件費に不用が生じたもの、また県民文化ホール管理運営委託料は、平成27年度の事業所税が課税されないこととなったことによるものでございます。

事務費は、県民文化ホールの備品購入の入札残などによるものでございます。

次に、4文化施設改修事業費の文学館改修設計等委託料と、次の112ページでございますが、文学館改修工事請負費は、空調制御機器改修工事の入札減により減額となったものでございます。

次に、5坂本龍馬記念館整備事業費の設計等委託料は、坂本龍馬記念館の地質調査委託料等の入札減により減額となったものでございます。

113ページをお開きください。

繰越明許費明細書でございますが、文化施設改修事業費は、文学館の空調制御機器改修工事において資材の調達に不測の日時を要したため、繰り越しを行うものでございます。

また、新資料館整備事業費では、着手後の詳細な現地調査に基づき作業出入り口の補強工事が必要となったことなど、不測の日時を要し年度内完成が困難となったため、繰り越しを行うものでございますが、なお繰り越しを行っても開館までのスケジュールに影響はございません。

以上が平成27年度補正予算議案の内容でございます。

以上で文化推進課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎**依光委員長** はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎**浜田（英）委員** 坂本龍馬記念館の館長、森さんは亡くなられて、新聞に高松さんがどうだという記事が載りましたが、その後この館長の件はどんなに落ちついたんですか。

◎**岡崎文化生活部長** あれは理事会の議決事項でございまして、2月16日に書面決議で理事会として館長の承認をしております。

◎**浜田（英）委員** そしたら、任命権者は財団の理事長が任命権者という。

◎**岡崎文化生活部長** そのとおりでございます。

◎**浜田（英）委員** もうじゃあ既に就任をされて現場におられるということですね。

◎**岡崎文化生活部長** 就任につきましては4月1日ということで聞いております。

◎**浜田（英）委員** それともう一点、高知城歴史博物館がオープンしますが、土佐史談会の皆様方に言わせると、県内のいろんな史跡等で山内一豊、ルビを振っとるけど、やまうちとか、あるいはやまのうちとか、いろいろばらばらやと。それから、一豊も、かずとよとやってあるところもあるし、これ本当言うると一の横は、戦国時代だから勝つという意味があつて、本来ならばかつとよが本当だという、史談会の皆さんそうおっしゃるわけです。まさにそのとおりやと思うたりするが、ここら辺、もしいろんな資料でルビを振るようなことがあるならば、かちつとしちよかんと恥ずかしいことになるんじゃないかと思えますので、ちょっと注意をしておきたい。

◎**高橋文化推進課長** ありがとうございます。今の高知城歴史博物館でも、いろんな調査報告書などでも、かつとよと記載をしております、そこの辺はきちんと正確にこれからも記載をしていくように取り組んでまいります。

◎**浜田（英）委員** それと、一豊侯、侯を、県内の史跡を見たら気候の侯を書いちゃうところが結構ありましてね。気候の侯。これ侯爵の侯なんで、字は似ていますけれど全然違う字ですので、そこもやっぱり気をつけんといかんかなと。つつい塗装屋さんとかに頼んだりしたら気候の侯を書いちゃうたりしますので、意外と多いんですよ、県内、気候の侯書いているのが。そこら辺もやっぱり気をつけないかんのじゃないかなと思いましたが、ちょっと。

◎**高橋文化推進課長** ありがとうございます。そういった点も気をつけて取り組んでまい

ります。

◎坂本（茂）委員 先ほど龍馬記念館の館長のお話あったんですけども、これまでずっと民間の方が館長になられてきて、今回、県のOBですけども、高松家ということでいろいろ関係があるとかどうとか書かれてましたけれども、県庁のOBが入るということが、まあ言ったら一つの人選のあれだったのか、むしろ高松家が坂本家との関係があって高松さんに白羽の矢が立ったのか、これはどういうことなんですか。

◎岡崎文化生活部長 私は人選に直接かかわっていないので、その辺は少しわからないんですけど、今委員がおっしゃったような両面で決定されたのではないかと推測しております。やっぱり一定、管理、新しく館がなりますし、整備もしなければいけませんので、一定マネジメントにたけたということでは県庁の職員で観光の経歴もあるということですし、坂本龍馬記念館という非常に全国に名立たる館、龍馬につながるということでも、それは少なからず御縁があるということが判断になったのではないかと考えております。

◎坂本（茂）委員 余り県のOBポストみたいになるのは決して好ましくないだろうと思いますので、ちょっと今回たまたまそういう県庁のOBの方がなられたこともあって、あれっと思うたりもしましたんで、先ほど部長が言われたような適任者としての人選をされたんだということで受けとめておきたいと思います。

それと、予算の関係で、高知家まるごと海外情報発信事業、さっきの御説明で、番組をつくることだけでなく放送にかかわる部分も含めて全部のトータルの予算が3,546万円ということだとしたら、例えば番組制作にどれぐらい、放送に係る経費がどれぐらいとか、そんなのがわかれば教えていただきたい。

◎高橋文化推進課長 これ今後プロポーザルで業者を決めていくことになりますので、最終的なちょっと内訳はまた変わってくる可能性ございますけれども、現在、予算の段階では、番組制作と国内のBS放送で2,100万円程度で、海外の放送、英語に番組編集して放送する経費で900万円程度、それにその他の管理経費等々が入ったものが3,500万円というところでございます。

◎坂本（茂）委員 これは例えば年3回以上のBS番組を制作ということですけども、例えば放送するたびに番組を制作するのか、あるいは例えば年3回の番組制作しておいて、そこを再放送とか、そうやってかけてもらえるのかどうか、そういう部分はどのようにか。

◎高橋文化推進課長 番組としましては、もちろんまたプロポーザルでどういう形になるかというのは若干変わる部分もあるかもわかりませんが、現在想定しておりますのは、3回番組を制作いたしまして3回以上放送していただくということで、それをまた海外に、国内で放送したものを海外向けに再編集といいますか、英語に変えるとかいったことをしまして海外で放送していただくということで、番組としては3回制作をしていただ

くということになります。

◎坂本（茂）委員 そしたら、なるだけ再放送も含めて放送機会をどれだけふやせるかというのも一つのプロポーザルの中での判断基準にはなってくるということですか。

◎高橋文化推進課長 ええ、そういったことで、できるだけ放送回数が多いということが当然評価の基準になってまいります。

◎西森委員 坂本龍馬記念館の整備事業ですけれども、これ既存館が1年間、平成29年1月から約1年間休館になるということですがけれども、ちょうどこの時期が大政奉還150年、そういった年になるんですよね。これ考えようによっては非常にもったいないなという、そんな思いもするわけです。せっかく観光で大政奉還150年を記念しているいろんな観光イベントもやっていこうとか、また県外の観光客を呼び込もうと、そういった中であって、この坂本龍馬記念館が休みになるということですがけれども、先ほどの説明では、県外なんかの博物館とかで展示をさせてもらうという話もあったわけですがけれども、これ県外というよりも、せっかくそういった節目に観光としてお客さんを呼ぼうという県としての取り組みがあるわけですので、できるかどうかはそりゃわからんけれども、例えば新たにできる高知城歴史博物館で一角スペースを確保しながら展示をすとか、また歴史館で休館になっている間展示をすとか、何かそういった県内でこの大政奉還150年に合わせて活用できるような、そういったことも考えてもらいたいと思うわけですがけれども、どう考えますでしょうか。

◎高橋文化推進課長 大政奉還150年のときには龍馬記念館は休館中ということになりますけれども、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたように、今度これからまた歴史観光を2年間やっていくということで、第1幕は高知城歴史博物館のオープンに合わせて進めていくことになります。龍馬記念館は平成30年の明治維新150年の第2幕のスタートにリニューアルを合わせようということでございます。

その中で、休館のときに県外でもできるだけ龍馬記念館を知っていただいて、よりたくさんオープン後に県外の方を迎え入れたいということで、少し見ていただいて、もっと最後全て高知へ来て見ていただけたらというPRをしていきたいと思っておりますし、それから桂浜荘でも一定資料の展示も考えております。それとあわせまして、高知城歴史博物館でもリニューアルの情報は伝えつつ、それと秋の大政奉還、明治維新150年の連続企画の中で龍馬記念館の資料も使いながら県外の方にも見ていただくということで、龍馬記念館のリニューアルオープンに期待を持っていただくようなPRも県内でもしながら取り組んでいきたいと考えております。

◎西森委員 そういうこともわかるわけですがけれども、やっぱり県内での展示ということもしっかりと考えていってもらいたいと思うんですね。例えば県外でどこかの博物館を借りて企画展をやって、これを見たからといってまた高知に来る方が果たしてどれぐらいい

るだろうかと思ったりするんですね。だから、せっかくですから、やっぱり高知に来ていただいた方にこの資料館の資料を見ていただくことを考えたときには、先ほども言いましたけれども、歴民館とかのスペースを1年間もう借り切って、本来は坂本龍馬記念館で展示しているけれどもリニューアルなのでこっちで展示しているという形での展示もあってもいいんじゃないかなと思いますので、いろんなことはまた検討していただいて、一番高知県にとって観光との連携も含めていい形になるように検討してやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

◎高橋文化推進課長 観光と連携しながら、歴史を中心とした博覧会となりますので、また今、展示計画もいろいろ考えていておりますので、よりよい魅力を伝えられるような方法は考えてまいりたいと思います。

◎坂本（茂）委員 その話は前、業務概要で館へ行ったときも、生前、森館長がここの1年間はそういう形で使いたいみたいなお話をされていたけれども、ちょっとその中で、今課長が説明された、桂浜荘でも一部展示と言われましたけれど、あそこの場合、そういう展示環境が整うのかどうかというのはどうでしょうか。

◎高橋文化推進課長 おっしゃるとおり、展示環境は、当然博物館ではございませんので、どうしても桂浜荘で展示できるのは複製品とかそういったことで、一定その環境はそれほど配慮が必要ないものに限られてまいりますけれども、せっかく桂浜においでた方に少し龍馬記念館の雰囲気も味わっていただいて、もう一度来てみようと感じていただくようなものにしていきたいと考えております。

◎浜田（英）委員 さっきの俣の話ですけれども、桑名委員がヤフーで検索すると、やっぱり気候の俣になっちゃうようです。これ史談会のほうが正しいと思いますけれども。発祥は掛川ですけれども、山内は高知のお殿様ですので、そこら辺はもう精緻にちゃんと間違いないようにお願いします。

◎高橋文化推進課長 その点は確認いたしまして、きちんと対応させていただきます。

◎浜田（英）委員 僕も自信がなくなってくる。

◎吉良委員 高知城を中心に、北曲輪から西の堀の跡も教育委員会が管轄ですけれども、この歴史博物館の前に、北側に茶屋みたいなのあるやんか。あれは何とかならんのですか。あれ、ずうっと何かもう閉まってよね、何ともまあ。

◎高橋文化推進課長 あそこについてはちょっと文化推進課の所管ではございませんけれども、聞いておる情報で言えば、茶屋については国が所有者の方にお貸しをしていると聞いております。

◎吉良委員 大事な城の中よね。何か計画を県が出せば国のほうも動くことになるわけですか。

◎高橋文化推進課長 そこのところ詳細は把握しておりませんが、高知城の一部と

して今後将来的には考えていくことになるのではないかと思います。

◎吉良委員 ぜひそれ積極的にこの際、県としてもアクションを起こして、国に対して申し入れもして、あそこの場所にふさわしいものにしていただきたいと思いますと思うんですけれども。

◎高橋文化推進課長 もともと国とそれと県との協議で、高知城ということであれば文化財課が所管をすることになりますので、そこはまたそういったお話があったことは伝えさせていただきます。

◎依光委員長 私から1点。高知県・大学等連携協議会負担金の3,145万6,000円、これについて、セミナーとか連続講座をやる予算であるかと思うんですが、ココプラがなかなかいいなあと、産学官民の連携が進んでいるなあと思っています。その中で、自分が議会とかでも質問させてもらっていた中で、大学同士の連携というところがもうちょっとうまくいけば、一つの高知県の課題に対していろいろな学部の角度から見てくれるんじゃないかなと、そういうときにこの予算で学学連携のところの大学の先生方、学長とかの連携もそうですけれど、研究者同士の連携とかが進むような形で講座とかもやっていただいたほうがいいなあと。だから、先生の連続講座で同じところでいろんな大学の先生の講座が見れるというよりは、何か連携した授業とかができればもうちょっと何か意味がよくなるのではないかなと思いますが、その辺の工夫とか何かあれば、いかがでしょうか。

◎池澤文化推進課副参事兼産学官民連携センター副センター長 大学との連携というところで、今、ココプラのコーディネーター会議というのを毎月やっています、先日その中でも学学連携の話が出ていました。学学連携というのは、実際いろんなシーズ研究内容紹介とかで具体の玉の中では先生方が共同で動いたりするんですけれど、ちょっと表に出ていないところもありますので、そこをこれからもうちょっと、学学連携というところが大事とか土佐経済同友会の方が言われていますので、そこが協議会の中で話ができるような取り組みが進んでいく形になるようにこれからやっていきたいねって話がありますので、そこを意識してやっていきたいと思います。

◎依光委員長 なかなか学学連携って連携しないってことがわかって、そのときに新産業推進課というところが予算で、学学で研究シーズをやるんやったらお金出しますよとやって、うまく他大学の先生が共同研究やったみたいなことがあって、何か工夫次第かなと思いますし、またそうやって先生方がいろいろ知の拠点ということでぶつけ合うことが、それがビジネスプランコンテストにつながっていくと思うんで、ぜひ、いい素材があると思うんで、それをぶつけ合う場にぜひしていただきたいと思います。要請をさせていただきます。

以上で質疑を終わります。

#### 〈国際交流課〉

◎依光委員長 次に、国際交流課の説明を求めます。

◎夕部国際交流課長 国際交流課の夕部でございます。よろしくお願いいたします。

国際交流課の平成28年度の当初予算案について御説明させていただきます。

お手元の資料No.②議案説明書の212ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

当課で所管をしております旅券発給業務につきまして、パスポート交付時にお支払いいただく手数料のうち高知県分の手数料として1,825万円を見込んでおります。

なお、パスポートの発行件数につきましては、ここ数年来の円安傾向等により、海外への渡航者数が徐々に減少していることに伴い、県内の昨年の1月から12月までの1年間の発行件数は対前年比で5%減の9,011件となっております。

次に、213ページを。

歳出でございます。

説明欄の項目に沿いまして、その内容を順次御説明させていただきます。

1の人件費は、国際交流課8名、派遣職員1名、合わせて9名分の職員給与でございます。

2地域国際化推進事業費は、地域における県民参加の国際交流の推進をするものです。

その中の外国青年傷害保険等負担金は、国際交流課に配置しております3名の国際交流員の傷害保険や新規招致に係る旅費などの負担金となります。

次の自治体国際化協会等負担金は、国際交流員や外国語指導助手の募集、あっせん、海外事務所の運営等を通じまして地域の国際化を進めるために設立されました地方自治体の共同組織であります一般財団法人自治体国際化協会への分担金や、国際交流員等の招致事業に係る負担金です。国際交流員、外国語指導助手は、市町村への配置を含めまして、28年度は101名を予定しております。

次の高知県国際交流協会運営補助金は、地域における県民参加の国際交流を推進するため、公益財団法人高知県国際交流協会の運営及び事業に要する経費に対しまして助成を行うものです。協会では、補助金を活用しまして、民間国際交流団体を育成するための活動への助成や、在住外国人の方々を対象としました日本語講座の開設、高知県で生活をするための情報の提供、日本人の語学ボランティアを対象としました通訳翻訳講座の開催、国際ふれあい広場やジュニア国際大学などの県民参加のイベントの開催などを行います。

次の事務費につきましては、国際交流課に配置をしております英語圏、中国、韓国の3名の国際交流員の人件費と活動費及び受け入れ準備や受け入れ後の全体研修等に要する経費、さらに外務省を初めとします関係機関との連携を深め、本県における国際交流を推進するための経費となっております。

3の国際交流推進事業費は、中国・安徽省や韓国・全羅南道、フィリピン・ベンゲット州といった海外の自治体や中南米等の県人移住地との交流をさらに深め、特に韓国・全羅

南道とは、観光、文化や産業での交流をさらに広げまして、包括的な協定の締結に向けまして準備を進めますとともに、各部局が進めております海外展開事業の支援を行うものでございます。

その中の旅程調整等委託料は、高知県の高校生を韓国・全羅南道の麗水へ派遣し、地元の高校生や住民との交流を深める韓国青少年交流事業の実施について、宿泊先の手配等を含め、公益財団法人高知県国際交流協会に委託する経費でございます。

次の事務費につきましては、28年度が南米パラグアイ日本人移住80周年の節目の年であり、同じくパラグアイ高知県人会創立40周年を記念した式典への参加に訪問団を派遣するために係る事務費、また中国・安徽省や韓国・全羅南道との交流に係る事務費となっております。

4の国際協力推進事業費につきましては、本県と交流のある海外の自治体や中南米移住地からの研修生を受け入れまして、その研修成果を母国の発展に生かしていただくことで地域に根差した国際協力活動を推進するとともに、県民との交流を通じまして相互理解の促進や国際意識の向上を図るものです。

その中の海外技術協力推進事業委託料は、高知県人が多数移住しておりますブラジル、パラグアイ、アルゼンチンから4名、また交流提携自治体のフィリピン・ベンゲット州から1名を県内の試験研究機関や専門教育施設、民間企業に受け入れることに伴い、研修員の受け入れや来日後の生活面を含めたさまざまな支援を公益財団法人高知県国際交流協会に委託するものでございます。

5の渡航事務費は、旅券法に基づくパスポートの発給に要する経費でございます。

その中の旅券発給業務委託料は、債務負担行為の議決をいただいております平成26年から平成31年3月までの5年間につきまして、旅券発給に係る窓口業務を民間企業に業務委託しているもので、委託先はとさでん交通株式会社でございます。

以上が国際交流課の28年度の当初予算案ですが、総額は1億4,763万8,000円、対前年度当初比で約5.8%の907万3,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、姉妹提携先や南米移住地への訪問事業が来年度は1回の予定となっていることなどによるものでございます。

続きまして、平成27年度2月補正予算案につきまして御説明をさせていただきます。

資料No.④議案提案書の114ページをごらんください。

今回の補正予算は、他団体からの助成金の受け入れに伴います歳入の増額や不用が見込まれますものの減額を行おうとするものです。

まず、歳入につきましては、諸収入としまして26万4,000円の増額を挙げております。これは、国際交流推進事業のうち韓国青少年交流事業につきまして、一般財団法人自治体国際化協会からの助成が決定しましたことから、この助成金等を受け入れるものでござい

ます。

次に、115ページをお開きください。

2の国際交流推進事業費では、まず事務費につきましては、アルゼンチン高知県人会創立45周年記念関連事業について、現地の社会情勢が不安定になったため、県人会による記念式典が取りやめとなり、訪問団の派遣を中止いたしましたため、不用額が生じ、414万8,000円を減額しようとするものでございます。

3の国際協力推進事業費では、海外技術協力推進事業委託料につきまして、研修員の受け入れに当たって、1名が宿泊棟がある県の機関で受け入れたことや、職員住宅が借りられましたこと、あるいは受け入れ予定の研修員が5名から3名になりましたことなどにより、450万円の減額をさせていただくものです。

なお、補正額の合計につきましては1,041万4,000円の減額となっておりますが、さきに御説明をさせていただきましたように、歳入の諸収入として新たに26万4,000円を受け入れしておりますことから、補正額の財源内訳としましてはごらんとおりとなっております。

以上で国際交流課の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈まんが・コンテンツ課〉

◎依光委員長 次に、まんが・コンテンツ課の説明を求めます。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 まんが・コンテンツ課の栗山でございます。よろしくお願い申し上げます。

まんが・コンテンツ課の当初予算案の概要を御説明いたします。

それでは、お手元の資料②高知県議会定例会議案説明書当初予算215ページをごらんください。

歳入の9国庫支出金の2,858万円のうち、1つ下の国庫補助金2,000万円につきましては文化庁文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業に、その2つ下の3委託金858万円につきましては厚生労働省地域創生人材育成事業に、それぞれ申請を行っているものです。

次に、216ページをごらんください。

歳出の説明欄の2まんが王国・土佐推進費8,491万円につきましては、資料により説明させていただきますので、文化生活部議案参考資料のまんが・コンテンツ課の赤いインデ

ックスがついてある1ページ目をごらんください。

左から、これまでの取り組み、成果・課題、平成28年度の取り組みの3つに分かれています。平成28年度の取り組みを中心に御説明させていただきます。

まず、まんが甲子園ですが、今年で25回、四半世紀の記念大会になります。そのため、8月の本選出場校を通常の30校から31校にふやし、昨年に引き続きまして韓国から1チームと、新たに台湾から1チームずつ、審査の対象とはなりません。参加を募ります。国内の応募校数は、昨年、12年ぶりに350校を超え357校となるなど、情報発信の効果が出ておりますが、さらに応募校数をふやす取り組みといたしまして、昨年応募がなかった山梨県と徳島県の高校や高等学校文化連盟などを訪問し、PRしてまいります。また、昨年初めて本選大会の様様をネットで生中継しましたが、2日間で延べ約10万6,000人が視聴し、多くの方にまんが甲子園を知っていただくことができましたので、ことしも継続して中継してまいります。

一方、韓国、台湾の両国からは、高校の参加にあわせて記者を招待し、まんが甲子園を中心に高知県の記事を書いていただき、まんが甲子園を含めた高知県の両国での認知の向上を図ってまいります。

次に、今月5日、6日に20名の漫画家を集め開催いたしました第2回全国漫画家大会議につきましては、2日間で延べ3,500人の来場があり、大変好評でした。現在、アンケートを集計しておりますが、しっかりと分析を行い、来年の第3回につなげてまいります。

来年の第3回は、3月11日、12日に開催予定ですが、ターゲットを30歳から50歳代の大人に設定し、知的で楽しいイベントと家族向けのイベントを実施するとともに、土佐のおきゃくとさらなる相乗効果を図り、多くの方に高知のファンになっていただくよう努めてまいります。

続きまして、首都圏等情報発信につきましては、昨年まで3年間、東京・秋葉原で、条約を締結しています鳥取県と高知×鳥取まんが王国会議を開催してきました。毎年5,000人以上の来場者を集めるなど一定の成果を上げましたが、もっと幅広く発信するため取りやめ、先ほど文化推進課から説明がありました高知家まるごと海外情報発信事業において、漫画を通して高知県の魅力を国内外に発信してまいります。

また、高知の漫画情報を一元的に発信しているまんが王国・土佐ポータルサイトにつきましては、今年度、月平均9,000人と訪問者がふえてきておりますが、インタビュー記事の作成による内容の充実と、ツイッターなどのSNSの活用によりまして、訪問者数のさらなる増加を目指して取り組んでまいります。

また、県内のプロ及びセミプロの漫画家が小中学校に出向くまんが教室につきましては、本物に会える機会として継続し、加えて、漫画を活用して生徒の表現力や創造力などを養う教材を作成し授業の手法の一つとして使っていただくコンテンツ創造教育プログラ

ム開発を、教育委員会と連携いたしまして来年度より進めてまいります。

それでは、当初予算説明資料の216ページにお戻りください。

まんが王国・土佐推進協議会負担金につきましては、同協議会が主催いたしますまんが甲子園の開催経費及びまんが王国・土佐ポータルサイトの更新管理経費、全国漫画家大会 i n まんが王国・土佐の開催運営経費と合わせて計上しています。

その下の事務費につきましては、首都圏で開催される海洋堂やインターネット動画サイトの人気イベントでのまんが王国・土佐のPRやまんが甲子園の台湾でのPRに必要な経費などを計上しています。

続きまして、3コンテンツ産業振興費につきましては、同じく説明資料を構えていますので、文化生活部議案参考資料のまんが・コンテンツ課の赤いインデックスがついてある2ページ目をごらんください。

コンテンツ産業につきましては、これまでは、若者の就職希望が多い分野であるにもかかわらず県内に雇用の受け皿が少ないために、こうした分野を目指す人材が県外に流出する状況にありました。このため、官民協働の協議会や研究会を設置し、全国に先駆けてゲームビジネスの創出などに取り組んできました。その結果、本県と県外コンテンツ関連企業とのネットワークが構築され、首都圏のゲーム関連会社による合弁会社の設立やゲームのイラスト制作会社の誘致などにつながり、現在71名の新規雇用者が生まれるなど、企業集積の土台が形成されつつあります。

コンテンツ産業は、大規模な初期投資を必ずしも必要とせず、ネットワークを通じて事業を展開するなど、立地が地理的条件に左右されないことや、情報技術やデザインなどを学んだ若者の雇用の受け皿として期待できます。このため、第3期産業振興計画におきまして、コンテンツ産業は地産外商を強化する産業分野の一つとして、4つの戦略の柱に基づき取り組みを進めることとしています。

まず、左上の戦略の柱の1、企業間の連携支援についてでございます。立地企業を含む県内コンテンツ関連企業や金融機関等で構成するコンテンツビジネス起業研究会を設置し、会員同士の情報交換会や勉強会等を行うほか、企業等の発注案件を掘り起こし研究会員につなげるなど、受発注の成約を促進してまいります。

次に、右上の戦略の柱の2、外商の推進についてでございますが、事業計画策定から開発、販路開拓、後方支援までの丸ごと支援に加え、首都圏見本市への出展支援による外商支援を行います。また、ココプラと連携の上、異分野の者が集まりグループで事業計画案を作成する場のアイデアソンや、全国から高知に関連する事業計画案を募集するビジネスプランコンテストを開催し、事業化の可能性の高い企画案を掘り起こすことにより、県内企業のコンテンツ分野への参入及び起業を促進してまいります。

次に、右下の戦略の柱3、コンテンツ関連企業の立地につきましては、コンテンツ関連

企業を対象といたします企業立地促進補助金の活用や、起業研究会における企業間の連携強化及びビジネスマッチングの促進などにより、コンテンツ関連企業の立地及び起業を促進します。

最後に、左下の戦略の柱4、人材確保・人材育成支援でございます。コンテンツ関連企業の立地に向けて最も重要な鍵となるのが人材の育成と確保です。このため、土佐まるごとビジネスアカデミーにおいて、携帯電話で使用するアプリケーション開発やデザイン分野の即戦力となる人材を育成するための講座を新たに開講します。このほか、教育カリキュラムへの企業の求める人材教育等の反映を目的といたしました専門学校等と企業との産学情報交換会を開催するとともに、人材紹介支援や会社説明会の開催支援などを行います。また、社内外での研修費に対する助成など、雇用後のスキルアップまで支援を行うことで、コンテンツ関連企業で活躍のできる人材を育成、確保してまいります。

以上の4つの戦略の柱によるトータル的な支援で、事業拡大、売上増、雇用創出、担い手確保という好循環を目指し、コンテンツ分野での若者の雇用の創出及び定着を図ってまいります。

それでは、当初予算説明資料の216ページにお戻りください。

右説明欄の3コンテンツ産業振興費の立地意向アンケート調査委託料、企業信用調査委託料、リーフレット等デザイン委託料は、企業誘致活動を円滑に推進するため、企業情報の収集及び周知を行う経費です。

その下のアプリ開発人材育成講座等委託料は、先ほど申し上げた実践的な講座の運営を委託するものです。

217ページをごらんください。

研究開発事業化支援事業費補助金は、新たなビジネスプランの事業化を財政的に支援するもので、その下の研究開発人材育成研修費補助金は、県内会員企業の社員のスキルアップのための社外研修を支援するものです。

その下のコンテンツ企業立地促進事業費補助金は、立地企業の人件費や通信費など立地経費に対する助成となっております。

次の事務費は、土佐まるごとビジネスアカデミーでのセミナーの講師やコンテンツビジネスの専門家の報償費となっております。

以上、まんが・コンテンツ課の平成28年度当初予算総額は1億9,995万9,000円で、主に第25回まんが甲子園記念大会の開催経費及びコンテンツ企業立地促進事業費の増額によりまして、27年度に比べ4,243万4,000円、率で26.9%の増となっております。

続きまして、お手元の資料④高知県議会定例会議案説明書補正予算によりまして補正予算の概要を御説明いたします。

116ページをごらんください。

歳入の国庫支出金におきましては、交付決定額が交付見込み額を上回ったことによりまして1,210万4,000円の増額補正となっております。

また、歳出では、117ページをごらんください。

2コンテンツ産業振興費の3つの事業費補助金の減額は、補助金の交付対象となります。認定件数が見込みを下回ったことによるもので、昨年10月に増員されました職員1名分の人件費の増額分を差し引き、630万4,000円の減額補正となっております。

平成28年度当初予算、平成27年度補正予算についてのまんが・コンテンツ課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎大野委員 「フレッシュプリキュア」という漫画があるんですけども、それ結構女の子の世界ですごい人気がありまして、男の子も同じかもしれないですが、これ全国的、世界的にも結構人気がある漫画なんですけれども、二、三年ぐらい前から新しいシリーズで「アイカツ」というのができて、今ちょっと下火になっちゃうんですけど、でも全国いろんなところにキャラクター商品とかいろんなもんがあって結構人気がある、それを描かれた方が高知県の高岡郡の方ですけども、何か余り高知県ではそういう作者の人が高知県の出身というのは余り聞いたことがない、余り知られていないんじゃないかなと、何か理由か何かがあって抑えておるのかなってところですが、ちょっとそこら辺。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 大月町に住んでいます上北ふたご先生という方が描かれているんですが、アニメ会社との契約の関係がありまして、自分がそういうのを描いていることを余り宣伝できないようになっています。その関係がありますので、うちのほうもそれを宣伝するという形ではなくて、まんが王国・土佐ポータルサイトの王国の賢人というところには上北ふたご先生ということで紹介させていただいていますが、ちょっとそういった理由がありますので、表に立って宣伝するってことはできないようになっているということです。

◎大野委員 ということは、ほかの漫画家さんとはちょっと違うという、契約のくくりが違うのでやっぱりそういう宣伝ができない。例えばよくアンパンマンのミュージアムとかあるじゃないですか。あそこも結構難しいみたいですけど、それなりにやなせたかしさんという名前は売れていますわね。そういうことはできないということですかね、契約の関係で。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 まずアニメがあって、それを漫画にしているアニメのコミカライズというんですが、そういう形ですんで、アニメが主になっていますので、やっぱり漫画家の方を前に出して宣伝することはアニメ会社のほうが余りできないことになっているという、そういう契約を交わしているってことを上北先生には聞きました。

◎坂本（茂）委員 そしたら、そういうアプローチは上北さんのほうにはされて、なかなか今言われたような課題はクリアしがたいという判断をされているということですか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 今回の全国漫画家大会議も、実を言いますと上北ふたご先生に出演をお願いした経緯があります。ただ、そういう形ですので、ある程度いろんな協力はしてくれることになっているんですが、表舞台へ出るということは、ちょっとそういう契約の関係もありますので勘弁してほしいという話をされておりました。

◎坂本（茂）委員 表へ出られたら相当なインパクトはこの方はあると思うがですけどね。わかりました。

ちょっと別件で、先ほど予算が増額した関係で、まんが甲子園の25周年ということですけども、予算的には約1,000万円増額されていると思うんですけども、何か中身見ると出場枠が30校から31校にふえたとか、こんなことで1,000万円もふえるんだらうかと。1,000万円ふやすんならもっと大々的に25周年、率直に言うて、途中で本当に大変な時期あったですよ。三位一体改革のころでしたか、もう本当に予算が削られて削られて、やなせ先生が寄附をしたりとかして続けてきて、本当に続けてきて四半世紀やってよかったと思うんですけども、その25年の記念大会が何かもう少しインパクトのある内容にならないかなと思うんですけども、これからいろいろ記念イベントなんかの企画とかあるんでしょうけれども、そこら辺はどうでしょうか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 まず、1,000万円の内訳ということになりますと、韓国、台湾からチームが参加していただく、その旅行の経費、それから記者に来ていただく経費が入っております。それと、今、追手前高校の横にありますまんが甲子園のモニュメントがあるんですが、あちらのほうをかるぼ一とに移す経費が入っております。それから最後に、記念イベントとして大体400万円ぐらいの予算をとっているんですが、議会の議決をいただきましたらプロポーザルを行うこととしておまして、記念となるようなイベントを提案してくださいという形で今公募を行っております。ですから、その提案を聞き、それからまんが王国・土佐推進協議会のまんが王国振興部会のほうでしっかりと議論をいたしまして、記念の大会にふさわしい大会となるようにしていくことになっています。

◎上田（貢）委員 実は先週日曜日、かるぼ一とへ行ってきたんですけども、3,155人ですか。ちょっと思ったんですけども、何かこの基軸が漫画家を育てるところにあるのかなと。まんが甲子園にしても、もっと観光とか、先ほどありました集客とかそっちのほうにそろそろ視点も置くべきじゃないかなと思うんですけども、例えば声優さんとか、今ビジュアルがなかなかあの世界でもようないとヒットせんそうですけども、そういった人たちがアイドルユニットを組んでやったりとか、そういう方を呼ぶとか、先ほどもありましたけれども、結構ニコニコ動画の上位にいる方は、そこにファンがいて、例えば徳

島のマチアソビですよね、3日で7万人集まるというイベントなんかしていますけれども、やっぱりもう少しいろいろ考えていくべきじゃないかなあという気がするんですけども、その辺いかがでしょうかね。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 今、高知県は3つの漫画のイベントを行っております。1つはまんが甲子園、それから1つは秋に行われますが、高知市が主催ですが、まんさいというのを行っています。それと、今回の全国漫画家大会議と、この3つのイベントを行っているんですが、まんが甲子園は高校生のイベント、高校生の人材育成というのがあります。それから、まんさいのほうは、先ほど言われたアニメ、特に漫画というよりはアニメに近いイベントという形で行っております。それで、漫画家大会議のほうは、やはり今まで培ってきましたネットワークをもとに漫画家に高知に来ていただく、それで少しでも日本の漫画文化の発展に寄与して、それから漫画家ファン、漫画ファンに高知に来ていただいて高知のファンになっていただくことを目的に開いております。

ただ、おっしゃるとおりで、観光振興という部分も重要な部分になりますので、特に来年、土佐の大おきゃくと一緒にやることになりますので、大おきゃくのほうともしっかりと連携をとって、もちろん県の方もそうなんですが、特に県外からも見に来ていただけるお客さんもふやしていきたいと思っています。

◎依光委員長 質疑の途中ですが、ただいまから、東日本大震災で犠牲となりました方々の御冥福をお祈りするため、1分間の黙禱をささげます。

御起立をお願いいたします。

黙禱。

(黙 禱)

◎依光委員長 黙禱を終わります。御着席ください。

それでは、まんが・コンテンツ課の質疑を続行したいと思います。

◎西森委員 まんが甲子園のことですけれども、これ1校ふえることによる予算的な増加というのはどれぐらいでしょうか、具体的に。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 大体、どこの高校かによるんでしょうけれど、選手5名とそれから引率者1名の6名分の旅行の費用を出しております。その分が2泊3日で、北海道から来るとして1人六、七万円かかるということであれば、それだけで50万円近くの予算の増額ということになってございます。

それからあと、会場ですが、今30校のブースをつくっているんですが、またブースの設営費がかかりますので、その分をプラスアルファとなれば、大体1校ふえるだけで100万円近くの増額になるということです。

◎西森委員 25回の記念大会で、何か、たったということは言われんですけど、1校だけふえるという、もっと何かこう、それこそ21世紀枠とか、もう少し何とかならんのかな

という思いがするところでもあります。ただ、もうことはこういった予算ですので、今さらどうこう言っても仕方がないのかなと思いますけれども。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 あと一つは、会場の都合がありまして、今、ブースが30校で結構きつきの状況で、あとふやせるとしても3校ぐらいということで、今回、日本のほう1校と、台湾と韓国1校ふやし、1ずつ来ていただきますので、3チーム分ふやした形になりまして、これ以上は会場的にはちょっと厳しいというところで。

◎西森委員 会場に関しては、特に例えばかるぽーとじゃなくても、もっと広い体育館とかちばさんセンターとかでもいいのではないかなと思ったりもします。あと、このクリエイターの育成支援事業、これ事業の目的としては、県内コンテンツ関連企業とのマッチングをすることによって若者の雇用を創出していくということですが、そういった県内のコンテンツ関連企業からニーズみたいなのはあるのでしょうか、どうでしょう。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 まんが・コンテンツ課ができて、コンテンツ産業の振興を進めてきて、コンテンツの関連企業の立地がふえてきております。県内でも3社ないし4社の立地、県外からも2社が立地をしたということで、その会社のほうから、まずアプリ開発をする方が欲しいという話はよく来ております。そういうプログラマーが今、首都圏でもない状況ですので、地方に来た中で、そういう人材が欲しいということがありますので、ですから来年こういうアプリ開発の人材育成、それからゲームのイラストのほうも人が足りないということですので、その育成をしていきたいと思っています。

◎西森委員 以前、何かゲームを開発するのにまんが・コンテンツ課がそういった予算を組んだという話があったと思うんですけど、きょうは決算とは関係ないわけですが、ちょっとそのあたりなんかは成果が出たのでしょうかね。成果が出たかどうかというのをちょっと。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 実態的には、補助金を出して、その開発費の半分の補助金を出して支援はしたんですが、今まで6本ゲームが出ているんですが、そのうちの1本だけは結構当たったんですけど、あとの5本についてはなかなか成果が出せなかったという。ただ、先ほど申しましたゲームの関連でいろんな形にネットワークを築いていく中で、東京のほうから東証一部の企業が高知へ来てくれることにつながっておりますので、そういう違った側面的な部分で成果が出ているのかなと思っております。

◎西森委員 そのアプリケーションの開発人材の育成講座を実施していく企業ですが、これ具体的にはもう決まっているのでしょうか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 まだ決めているわけではありません。実際はまだ国のほうの地域創生人材育成事業のほうも関係がありますので、出ればすぐにそういう方を、いわゆるプロジェクトマネージャーという方なんですが、そういう方を県内のコンテンツの企業、それから県外でちょっと高知県に興味を持っている企業についてお願いをしていこう

と思っています。

◎吉良委員 かるぼーとのどこへ移設するんですか、まんが甲子園のモニュメント。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 堀川沿いの桜並木のあるところなんです。あそこに順番に立てて。もちろん高知市と話をし、景観を損なわないような形で立てていきたいと思っています。

◎吉良委員 そうか。かるぼーとの前はだめですか。市のほうがうんと言わんの。階段のピロティー。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 あそこは、よくいろんな催し物であったり、それから車もついたりするので、ちょっとあそこは適さないんじゃないかという話で、堀川沿いという形で高知市から提案をいただきました。

◎依光委員長 よろしいですか。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

ここで10分ほど休憩をいたします。再開は3時5分といたします。

(休憩 14時54分～15時4分)

◎依光委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

#### 〈県民生活・男女共同参画課〉

◎依光委員長 次に、県民生活・男女共同参画課の説明を求めます。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 県民生活・男女共同参画課の提出議案につきまして、平成28年度当初予算と平成27年度補正予算、また条例議案がございます。

まず、平成28年度当初予算を説明させていただきます。

資料②当初予算の議案説明書ですが、219ページからになります。

まず、歳入のうち主なものにつきましては、後ほど関連します歳出のところでお説明をさせていただきます。

次に、歳出でございますが、221ページからになります。

右の説明欄に沿って、主なものを説明させていただきます。

222ページをごらんください。

2の交通安全対策推進費です。県内における交通事故は年々減少をしており、特に昨年の事故死者数は30人と、統計をとり始めて以来最少に抑えることができました。しかしながら、65歳以上の高齢者の方の死者数は19人と、全死亡事故の6割以上を占めておりまして、高齢者の交通事故防止が大きな課題となっておりますことから、これまで以上に関係機関や関係団体と連携した啓発などの交通安全対策に取り組んでまいります。

4行目の高知県交通安全指導員協議会補助金と5行目の交通安全運動推進事業費補助金は、それぞれ交通安全活動を行うボランティア団体であります高知県交通安全指導員協議会と高知県交通安全母の会連合会の活動に要する経費を助成するものです。

3の交通事故被害者救済対策費は、交通事故相談所の人件費などです。

次の4交通安全こどもセンター運営費は、比島の交通安全こどもセンターの管理運営に係る費用です。

次の5消費者行政推進事業費は、県民の皆様の消費生活の安全と向上を図るため、市町村や関係機関との連携による多重債務者対策や、関係法令に基づく事業者への指導、消費者への情報提供を行うための経費です。

223ページをごらんください。

次の6消費生活センター費は、県立消費センターの運営に要する経費です。消費生活センターでは、非常勤の相談員を中心に、県民の皆様からのさまざまな相談に対応し助言やあっせんを行うとともに、消費者への啓発や市町村の相談窓口への助言などを行います。

7の消費者行政活性化基金事業費は、消費者行政の充実強化のために造成しました基金を活用して、市町村の相談員や担当職員を対象に、相談窓口の対応能力の向上のための研修を実施するもので、全額基金からの繰入金で賄っております。

次、8の消費者行政推進交付金事業費は、国の中央消費者行政推進交付金を活用しまして、県や市町村の消費生活相談窓口の機能強化や啓発の充実などに取り組むための経費です。

3つ目の市町村等消費者行政推進事業費補助金は、市町村が取り組みます窓口体制の強化や住民啓発などの事業、また消費者団体等が自主的に行う普及啓発活動などに対して助成を行うものです。

次の9安全安心まちづくり推進事業費は、高知県安全・安心まちづくり推進会議を中心に、事業者団体や地域のボランティア、市町村などと連携・協力しまして、防犯に関する啓発活動や情報提供などに取り組む経費です。

1つ目の性暴力被害者支援補助金は、性暴力被害者の負担軽減を図るために、新たに認定特定非営利活動法人でありますこうち被害者支援センターが行う性暴力被害者に対する医療費の助成事業に対し補助をするものです。

224ページをごらんください。

10の男女共同参画推進事業費です。

上から4つ目の啓発冊子作成委託料は、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用しまして、家庭における男女共同参画の推進に向けて、新たに男性の家事、育児への参画に関する啓発冊子を作成し、市町村のさまざまな窓口などを通じまして広く配布したいと考えております。

次の女性就労支援事業委託料は、開室から3年目を迎えます高知家の女性しごと応援室の運営に要する経費です。この応援室につきましては、本年度の9月補正予算によりまして体制を強化したことなどにより、本年度は先月末現在で延べ相談件数が1,233件、新規相談者が474人、就職者数が122人と成果があらわれておりますことから、来年度も一人一人の適性や経歴に応じたキャリアコンサルティングなどきめ細かな支援を実施し、より多くの女性を確実に就労に結びつけるよう取り組んでまいります。

次の女性登用等促進事業委託料は、国の地域女性活躍推進交付金を活用しまして、県内企業における女性の登用促進に向けて、経営者や管理職、働いている女性を対象にした意識啓発の取り組みを経済団体などに委託して実施をいたします。

1つ飛ばしまして、ファミリー・サポート・センター運営費補助金と高知版ファミリー・サポート・センター運営費補助金につきましては、議案参考資料のほうで説明をさせていただきます。

議案参考資料のうち県民生活・男女共同参画課と赤いインデックスのあるページの1ページをお開きください。

このファミリー・サポート・センターにつきましては、本年度までは雇用対策の一環として商工労働部の雇用労働政策課が所管しておりましたが、来年度からは、地域で子育てしながら働く女性を支援する仕組みとして新たに設置する当課の女性活躍推進室において、高知家の女性しごと応援室による就労支援とあわせて、働くことを希望する女性の支援に取り組んでまいります。

それでは、高知版ファミリー・サポート・センターの推進について御説明をいたします。

女性が働きながら安心して子育てができるためには、延長保育などさまざまな保育サービスの充実を進めるとともに、例えば仕事の都合などにより保育所に子供を送迎できないといった状況に柔軟に対応できる子育て支援の充実が必要です。このため、来年度より、地域の支え合いによる子育て支援の仕組みでありますファミリー・サポート・センターの開設、運営への支援を大幅に拡充してまいりたいと考えております。

資料左側の現状の欄をごらんください。

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員登録をしまして、会員間で子育ての助け合いをする仕組みです。センターでは、アドバイザーが会員相互の紹介や会員間で行われる助け合いの調整を行います。助け合いの例としましては、保育所や習い事教室への送迎や、保育所等の開所前、終了後、放課後児童クラブ終了後、また子育てから離れてリフレッシュしたいときの預かりなどとなっております。保育所など既存の子育て支援サービスを補完するような支援が可能です。利用料は、1時間当たり600円から700円程度であり、会員間で支払われます。

また、子供さんの事故に備えまして、センターでは補償保険に加入することとなっております。事業の実施主体は市町村で、必要な経費について、国、県がそれぞれ3分の1ずつ補助をしております。

なお、国の補助を受けるためには、依頼会員、提供会員の合計が50人以上であることが要件となっております。

本県の実施状況ですが、高知市が平成16年7月から、佐川町が本年2月からと、1市1町にとどまっております。資料右側の黄色の課題の欄にあるように、県内全域へ普及が進んでいない状況となっております。この要因としましては、まず50人以上の会員登録が必要という国の補助要件のハードルが高いことから、市町村においてなかなか実施に踏み切れないという状況があります。また、ファミリー・サポート・センターという制度自体が十分に知られていないため、保護者のニーズが顕在化していないことや、支援を提供する有償ボランティアの登録が少ないことがあり、高知市では依頼会員が800人程度に対しまして提供会員は約半数の450人程度となっております。こうした課題を踏まえまして、対策欄に記載の取り組みを進めていきたいと考えております。

まず1つ目は、高知版のファミリー・サポート・センター設置への支援です。新たに、国の補助要件を満たさない会員数50人未満の小規模なセンターからスタートする場合でも県が3分の2を補助する制度を設けることによりまして、県内の未設置の市町村へのセンター設置を進めようとするものです。

2つ目は、会員の増に向けたセンターのPRと研修の実施です。県で新たにリーフレットを作成し、制度のPRに取り組むとともに、提供会員になるために必要な研修を開催し、保育士のOBや高齢者グループなどに受講を働きかけていきたいと考えております。このほか、既存の国の補助事業を活用したセンターの運営に関する補助や、アドバイザーを対象にした新たな研修も実施したいと考えております。

なお、県が実施する提供会員の研修やアドバイザーの研修に要する経費の2分の1につきましては、国の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金が活用できることになっております。

こうした取り組みを通じまして、資料下に記載しておりますが、まずは高知市周辺及び県の東西の市部を中心にセンターの開設を進めていきたいと考えております。

それでは、資料2当初予算の議案説明書の224ページにお戻りください。

11のうち男女共同参画センター管理運営費は、県と高知市が共同で設置していますうち男女共同参画センターソールの管理運営に要する経費です。これらの経費は、一部の県や高知市のみが負担すべき経費を除きまして、設置者である県と高知市が折半することになっておりまして、高知市分を負担金として歳入に計上しております。

1つ目の管理運営等委託料は、指定管理者となっております公益財団法人うち男女共同

参画社会づくり財団に対する管理運営経費などです。

次、12の女性相談支援センター費は、女性からのさまざまな相談や一時保護、自立支援を一体的に行います女性相談支援センターの運営に要する経費です。これらの経費の一部につきましては、国の婦人保護事業費負担金や婦人相談所運営費負担金、児童福祉事業対策費等補助金を活用することとしております。

225ページをごらんください。

2つ目の女性の自立支援促進事業委託料は、DV被害者などの早期の自立を促すため、入所者の生活への支援事業と一時保護所の調理業務、施設の宿直業務などを一括してNPO法人大地の会に委託する経費です。

次の13のDV被害者支援事業費は、国の負担金や補助金を活用しまして、DV被害者の早期発見と保護を行うとともに、暴力防止のための啓発などを行うための経費でございます。DV防止法に基づき、配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられております女性相談支援センターを中心に、警察や福祉保健所、市町村などの関係機関を初め民間支援団体とも連携しながら、さまざまな支援の取り組みを進めてまいります。

上から2つ目のDV防止啓発委託料は、県民の皆様にDV問題への関心を深めていただくため、民間からの寄附金も活用いたしまして、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、毎年11月の女性に対する暴力をなくす運動期間内に、11月のその期間内に高知城を紫色にライトアップしようとするものです。

1つ飛ばしまして、民間シェルター運営費補助金は、民間支援団体がDV被害者の安全を確保するために設置するシェルターの運営に対して助成をするものです。

なお、当該民間支援団体を利用される方が増加していることなどから、安定的な運営が行えるよう、補助額を定額の72万1,000円から100万円に増額をしております。

次の14の社会貢献活動推進事業費は、特定非営利活動促進法に基づき、NPO法人の認証認定事務を行いますとともに、NPO活動の支援やNPOとのパートナーシップづくりを推進するための経費です。

226ページの上から2つ目になります高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金は、県が社会貢献活動の拠点センターとして位置づけております高知県ボランティアNPOセンターが行うNPO活動の活性化のための研修や情報提供、ネットワークづくりなどの取り組みに対して助成をするものです。

一番下の消費者行政活性化基金積立金は、消費者行政活性化基金の残額に対する28年度の運用益を基金に積み立てるものです。

以上で平成28年度の県民生活・男女共同参画課の予算額は4億8,966万3,000円で、前年度予算より2,355万3,000円の増額となっております。その主な要因としましては、新たなファミリー・サポート・センター事業の推進や高知家の女性しごと応援室の運営に要する

経費の増などによるものです。

続きまして、平成27年度補正予算の歳出につきまして説明をさせていただきます。

資料4の119ページをごらんください。

科目4県民生活・男女共同参画費では、全体で450万3,000円の減額補正をお願いしております。

2の消費者行政推進交付金事業費の減額は、市町村等消費者行政推進事業費補助金におきまして、市町村の事業で入札残などが生じたため、不用が見込まれることによるものです。

次の3のうち男女共同参画センター管理運営費の減額は、こうち男女共同参画センターソールの事務局長が高知市のOGから現役の派遣に変更となったことに伴いまして、給料を高知市が直接負担することとなったためのものです。

次の4の女性相談支援センター費の減額は、DV被害など緊急に保護する必要がある女性を一時的に保護する一時保護所や一時保護後の自立を支援する自立支援施設の入所者が見込みを下回ったため、それぞれ減額をするものです。

以上が補正予算案の説明です。

続きまして条例議案について説明をさせていただきます。

資料6議案説明書の12ページになります。

中ほどにありますように、高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案を1件提出させていただいております。

今回の改正は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行による消費者安全法の一部改正等を考慮しまして、同法に基づく消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるとともに、同法の引用規定の整理等をしようとするものです。

内容につきましては、議案参考資料で説明をさせていただきます。

別とじの議案参考資料の赤のインデックスの県民生活・男女共同参画課の2ページ目になりますが、お聞きください。

1の改正の趣旨ですが、今回の改正は、消費者安全法の改正により、消費生活センターを設置する地方公共団体に消費生活センターの組織及び運営等に関する条例整備を義務づけられたことに対応するものです。

次に、改正に至った背景ですが、平成21年に公布、施行されました消費者庁及び消費者委員会設置法の附則第4号におきまして、消費生活センターについて法制上の位置づけ等について法改正を含む検討を加えまして、必要な措置を講ずるものとされたことを受け、国の検討組織が立ち上げられました。その結果、平成26年6月公布の不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律により消費者安全法が一部改正され、第10条の2

において、地方公共団体は消費生活センターの組織及び運営等について内閣府で定める基準を参酌して条例を定めるものとされたものです。その後、平成27年3月に国の基準が定められまして、モデル条例案が示されるとともに、平成27年10月に政令により施行期日が平成28年4月1日とされたことを受けまして、今回の改正に至ったものです。

3の改正の主な内容ですが、まず法の改正に伴います引用規定の整理や、公の施設としての県立消費生活センターの利用時間の追加をいたしました。また、法に基づく消費生活センターの組織及び運営等に関する事項について、国の基準を参酌して追加をいたしました。

組織及び運営等に関する事項の内容としましては、1つ目が、センターの名称や住所等を告示すること、2つ目が、センターの事務に必要な体制をしくこと、3つ目として、法に規定する消費生活相談員を配置すること、4つ目は、職員の資質向上のための研修の機会を確保すること、5つ目に、情報の適切な管理のための措置をとることです。

最後に資料⑥の議案説明書の387ページになりますが、新旧対照表をごらんください。

第1条及び第2条は、引用規定の条ずれの整理や文言の修正をしております。また、第3条で利用時間を、第4条で組織及び運営等に関する事項をそれぞれ追加しております。

以上が条例議案の説明となります。

これで県民生活・男女共同参画課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎**依光委員長** はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎**坂本（茂）委員** 225ページの民間シェルターの運営費補助金ですけれども、これちょうど先日新聞などでも報道されて、団体ができて10年ということで、大変な苦勞をされているということですが、改めてそのとき私、課長にお伺いして、増額予算ってこれ100万円のことやろうか言うたら、そうですと。果たしてこの72万1,000円から100万円で、ここで記事にも書かれていた毎年150万円前後の赤字をメンバーが持ち出しでやりくりしていることに対して、この補助で安定的な運営は可能でしょうか。

◎**山本県民生活・男女共同参画課長** この民間のシェルターの運営ですが、実際、シェルターとして借り上げているアパート等の箇所数がふえたことや、保護件数等がふえて団体の負担がふえている状況です。実際、今お聞きしましたら、事業全体の経費が200万円ほどかかっている、200万円少し超えるぐらいかかっているとお聞きしております。

今回増額を検討するに当たりまして、今まで補助額を定額の72万1,000円にしておりましたが、これは平成20年度が事業費130万円程度でした。平成25年度から事業費が200万円を超える状況となっております。今年度まで72万1,000円でしたので、補助金が2分の1相当を少し下回る状況になっておりました。

そこで、実際平成19年に、家賃以外も補助対象にしておりますけれども、その当時は2分

の1相当額を補助しておりましたので、来年度から、事業費が200万円程度とお聞きしておりますので、2分の1相当の100万円の定額で補助したいと思って増額をさせていただいたところでは。

◎坂本（茂）委員 これはもう2分の1補助というのは動かさないんですか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、以前、19年度以前は家賃の分だけを補助していたときがあります。19年度から家賃以外のいろんな経費も補助対象にしたときに、その当時の事業費の2分の1相当である金額を定額補助する形でスタートしておりましたので、今回事業費が増額したことに伴う補助金の増額という形にさせていただいたところでは。

◎坂本（茂）委員 そういう経過はわかりますけれども、それでも2分の1ということは、あとの2分の1はみずからが持ち出してやっているわけで、例えば年150万円前後の赤字を生じているということであれば、100万円をもっと上げて2分の1に、結局150万円、70万円の、220万円ぐらいか。だから、100万円で2分の1弱になるんですかね。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 来年度の予算を検討するに当たって、この民間団体の方にお聞きした状況では、28年度の事業費がほぼ200万円程度だとお聞きしましたので、2分の1相当ということで検討させていただきました。

◎坂本（茂）委員 鳥取なんかは、片山さんが知事るときから鳥取はこういう面に非常に手厚い支援をしてきているわけですからけれども、高知県も本当にこれから子供の貧困の問題とかにも力入れていくと、これはもうやっぱり相関関係のあることだと思うんですよね。DV被害者支援計画の策定が28年度で予算化されていると思うんですけれども、そういうことも含めてこれから充実させていくとしたときに、この民間のシェルターへの支援策というのも十分その中でも考慮した形で検討していただけたらと思いますけれども。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 県内の女性相談支援センター、それから民間の団体、連携してやっていく必要があります。今後、状況を見ながら、その民間団体の方のお話もお伺いしながら検討していきたいと思います。それと、お話にありました来年度、DVの計画を策定しますので、その策定作業においても委員の皆様の意見などをお聞きしながら検討していきたいと思います。

◎吉良委員 その事業の内容によってまた国の交付金だとか含めて使えるものがもしあれば、それを当てはめていくってことも念頭に置いて、助言もしてあげたらどうかという思いがします。

あと別のですけれども、女性就労支援の委託料で、3年目を迎えたんですけれども、1,233件で新規が474人、成果が122人というんですけれども、これはこの3年間の中での動向ってのはどのように評価なさっているのか。

それから、その122人の就職の内訳というか、正規、非正規、それから職種、特徴的な

ものだとか、ありましたらちょっとお示しをいただきたいと思います。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 今年度9月の補正予算でお認めいただいて、キャリアコンサルタントを1名増員しました。その補正予算を検討する8月のときには、就職者数は20人でした、今年度。いろいろ委託業者とも議論する中で、どうすれば就職者数が伸びるのかを協議して、後追いフォローをしっかりとやっていこうと、その取り組みもありまして、現在その122名、100名ぐらい8月に比べてふえております。

それで、先ほど御質問いただきました就職の業種とかというところですが、一番多いのはやはり医療・福祉関係に就職をされております。これが大体41%ぐらい。あとは結構、観光庁の事務の職とかという方もおられます。

あと、雇用形態につきましては、非正規雇用がちょうど50%、半分。これは御本人がフルタイムでないほうが都合がいいという方もおられますので、非正規が50%で正規が43%、現在確認中が7%ぐらいになっております。

◎吉良委員 そしたら、やはり医療・福祉関係の資格を持っていることも含めて、ここにやっぱし力点を置いた取り組みをすればまだ可能性としてはふえていくことになるんではないか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 福祉関係、求人も多いというところもありまして、今年度、福祉関係に精通しているアドバイザーを週1日ですけれども来ていただいて、そういった方がマッチングのお手伝いをしていただいていることもあって、福祉関係に就職された方が多いという結果にもなっております。

◎吉良委員 相手のあることですので、ぜひ今までのこの実績を見ながら、今回の貧困対策も含めて、女性の就労に力を入れていますので、有効に事業を進めていただきたいと思っております。

それと、この消費生活センターの条例改正ですけれども、相談員の配置というのが出てくるんですけれども、以前あそこの現場へ行ったときに、相談員が非正規で専門性が必要とされているのに毎年毎年不安定だとお聞きしたし、それからこの女性支援センターの相談員も同じように非正規で不安定雇用だとお聞きしたんですけれども、それぞれ専門性が必要とされているのに、ここについて何らかの、条例の中、何も書いていないんですけれども、お考えはないのか、正規にしていくような手だてはないのかと考えるんですけれども、そこはどうですか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 まず、消費生活センターですが、今年度、非常勤の相談員が8名です。来年度、1名増員して9名体制でやっていこうとしています。お話がありましたように、非常勤の相談員です。

この相談員につきましては、専門的な知識や対応技術が求められる職です。3年から4年で異動する正職員と違って、非常勤職員の場合には異動がないために専門性を確保でき

るという部分もあります。それで、この非常勤の相談員については雇用の継続に努めておりまして、そういったことによって専門性の向上につなげて今までもきています。今は現状の非常勤の相談員体制のほうが好ましいのではないかと考えております。

あと、参考にですが、この消費生活センターの全国の都道府県のうち、高知県のように直営でやっているところが39あります。あと、委託が7、指定管理が1で、直営の都道府県は全て相談員は非常勤職員になっております。

あともう一つ、女性相談支援センターですが、相談員は、女性相談員が4名、あと生活サポーターが1名、心理療法担当が1名、それから土日とか休日、夜間の電話相談が3名という9名の体制、ここも全て非常勤です。ただ、女性相談支援センターにつきましては、売春防止法で、婦人相談員は非常勤とするという規定があって、ここでもそれに準じているところです。

ここにつきましても、他県の状況でいいますと、ほかの県が26年度と27年度に調査を行っていて、それによりますと非常勤が44都道府県で、常勤が3県ありますが、この3県とも、ほかの相談所、児童とかの相談と兼務であるとお聞きしております。

◎吉良委員 女性支援センターのほうは相当古い法律で、これも働きかけていくってことも必要ですし、それから消費生活センターのほうは人事の問題でどうにでもなることなんで、異動させるかどうかについてはですね。私は、専門性だとか継続性、それからボーナスも何もないわけですから、同じ給料でいくわけですから、そんな不安定な雇用をいつまでも続けさせることについてももう一回考え直していく必要があるんじゃないかと思えますので、なお可能性について検討していただければと思うんですけども、よろしいでしょうか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 相談員、今後資格が必要になってきます。そういったことも踏まえて検討はしていきたいと思いますが、ちなみに今の相談員にいろんな勤務の形態をお聞きすると、やはり今、月16日勤務ですが、そういう形のほうが都合がいいというお話もありますので、いろいろお話をお聞きしながらいきたいと思えます。

◎桑名委員 女性登用促進についてですけども、女性活躍推進法が制定されて、県も行動計画を立てていると思えます。この間の本会議か予算委員会でも、中内議員の質問で女性の管理職登用の目標とかについて答えがあったと思うんですが、その数値とか聞き漏らしたんで、教えていただければ。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 今その行動計画のほうは総務部のほうで作成しておりまして、たしか総務委員会で一定報告をされると聞いております。またそういった数値をお聞きして、プランの中にも盛り込んでいこうとは思っていますけれど。

◎桑名委員 その行動計画を立てる上においては皆さん方は入っていないのか、議論の中には。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 目標の数字をこの数字にとかという議論の場には入っていません。ただ、男女共同参画プラン、ことし改良していますけれど、そういった参画会議の中で委員さんからそういったお話もあって、総務部とやりとりはしておりますけれど、今回どういう数字に設定するかという議論には入ってはいません。

◎桑名委員 いや、数値がどうこうじゃなくて、皆さん方もこういった女性の登用ということを議論するとき、やっぱりそもそも総務部の人事マターのほうでやっていくということか。だから、女性をどのように活躍させるかどうかは、皆さん方の意見は余り反映されなかったということですか、今度の行動計画をつくるにおいて。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 県庁に限らず全体の女性の活躍に向けてのさまざまな数値の設定とかというところでは総務部とも話はしていますが、今回の県庁の行動計画の数値をどうするかというところは、ちょっとその議論には入っていません。

◎桑名委員 そしたら、人事のほうにまた聞いてみます。

◎浜田（英）委員 比島のこども交通センターですかね、私が中学校2年ぐらいのときにできたと思いますけれど、もうかれこれ50周年かなあとと思いますが、あそこでずっと子供たちの交通安全、きれいに法規を守れているかどうか、ボランティアをずっとやっていたんです、高校時代。今は指定管理になって、たびびとですかね、今やっていたいているのは。もう指定管理は3回目ぐらいじゃないですか、今。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 たびびとですが、第1期から第4期まで。

◎浜田（英）委員 4期か。ずうっと。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 はい、そうです。

◎浜田（英）委員 もうかなりあそこの扱いにはなれて、ノウハウも蓄積されて、よくやってくれていると思うんです、時々見に行きますけれども。あそこ樹木の剪定なんかも全部この管理費の中へ入っていますか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 はい、そうです。ただ、施設の修繕につきましては、1カ所当たり10万円を超えるものは私どもの課で直接、10万円以内の軽微なものはその委託料の中でやっていただくようになっています。

◎浜田（英）委員 ほかにも県の施設、あるいは高知市の施設やったのが県に移管されて指定管理になったパターンはいっぱいありますけれども、だんだんたがが緩んでくることでもありますんで、たまには実際に見に行ってみて利用者の声も聞いてみることは大変重要だと思います。その点を一度確かめて、たびびとが悪いというわけじゃないですよ。それをやっぱり確かめていかんとね。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 この指定管理につきましては、毎年、外部の委員さんに集まっていたいて、しっかり運営ができていっているかどうか評価をいただいています。その評価でも、このたびびとはA評価をいただいております。いろんなボランティア

の活用をしながら、施設内の美化とかもすごくやっていただいています。それと、利用者のアンケート、先ほどお話いただきましたが、毎年、中央公園でイベントがあるときに交通こどもセンターの職員とも一緒に行ってアンケートをとるようにして、今後の運営に生かしていくようにしております。

◎**浜田（英）委員** 高知市内で子供連れで親子であんなに安くて一日中遊べるところはないわけで、よくたびびとはやってくれていると思いますよ。たびびとは塩見文庫もやっているんじゃないですかね、たしか。塩見文庫はどこが所管ですか。教育委員会。

◎**岡崎文化生活部長** 教育委員会の生涯学習課が所管しています。

◎**浜田（英）委員** 生涯学習課。まあ関係ないですけど、塩見文庫も一部いい図書、悪い図書って言われんけれども、図書館へ行くものもあるけれども、その余った部分、物すごい膨大な書がですよ、どっか心の教育センターの校舎かどっかへ保管されちゃうんじゃないかと思いますけれど、もらい手やもらい受けが非常になくなっているんで、このこともちょっと気になってたんで、ちょっとお話ししたんですけども、いや、所管外ですからいいです。たびびと、よくやってくれていると思いますので、けれどたまには見に行ってみてやらないかなですね。

◎**西森委員** ファミリー・サポート・センターの関係ですけども、これ今高知市と佐川町がやっているということで、これは実施主体が佐川町とか高知市で、直営でやっているんでしょうかね、そのあたり。

◎**山本県民生活・男女共同参画課長** その2つのセンターにつきましては、それぞれ委託をしております。高知市は丸池町にある公益財団法人の高知市勤労者福祉サービスセンター、それと佐川町は佐川町の社協に委託をしております。

◎**西森委員** 会員数が50名というとなかなか大変で、高知県版のファミリー・サポート・センター事業をやろうということになっているわけですけど、これはやっぱりいろんなところからそういった要望があったんでしょうかね。50人じゃなかなか難しいねというような話があってこの事業をやるようになったんですか。

◎**山本県民生活・男女共同参画課長** 今回この事業を検討するに当たりまして、まず高知市に話をお聞きしました。それと、高知市はもうかなり前からやっているんで、もう機能も大きいですが、あと次に佐川町にお聞きしたら、やっぱり佐川町も最初50人というところがなかなかめどが立たないのではないかと思っていましたけれど、佐川町はボランティア団体から要望があって、このファミリー・サポート・センターをやってくださいという要望があった関係で、そのボランティア団体の方が提供会員に登録してもらえたということで、佐川町は提供会員のほうが逆に高知市と比べて多い形で、50人をクリアできたので開設したとお聞きしております。

◎**西森委員** 例えば今、高知市と佐川町がありますよね。そこの高知市にしても、サポー

ト・センターをもう一カ所つくりたいと、そこが50人にならないけれどもこの県の事業でやるのはできるという考え方でいいんですか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 国の事業でいいますと、市町村にファミリー・サポート・センターは1カ所、ただし、合併をした市町村については、旧市町村でつくってもいいというふうにはなっています。

◎西森委員 なるほど。そうすると、高知市は合併していますから、例えば春野町で50人に満たないけれどももう一カ所センターをつくるとかという、そういうことは可能だということですね。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 電話でいついつこういう預かりをとというマッチングをするセンターの役割のことで高知市にお聞きしましても、センターが幾つもある必要はないんじゃないかという御意見です。ただ、提供会員とサービスを受ける会員さんがやはり離れてはあれないので、一応そういった会員さんを地区ごとで登録させてもらって、そこでマッチングをするようなやり方をしているとお聞きしています。

◎西森委員 そうですよ、遠ければなかなか大変な部分があります。これ最終的にはどれぐらいの市町村にこの高知版のファミリー・サポート・センターをつくっていきたいと思っているんでしょうか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 まずは、そういった共働きが多くて子供を預けたいと希望される方が多いであろう市部にまず働きかけていきたいと思っております。あと、高知市近隣の町なりも含めて13市町村ぐらい、31年度までにまずは目指していきたいと思っています。

◎大野委員 ファミリー・サポート・センターですけれど、この2月から佐川町が始まったということで、個人的にはもう本当に5年ぐらい前にあったらすごくありがたかったかなと思います。というのは、僕らも本当仕事で困って、職場の同僚に保育園とかに迎えに行ってもろうたこともあったりして、ただそれはなかなか、田舎だからこそ僕の友達が行っても保育園の先生が送り出してくれるという状況があるんですが、高知市なんかはどんな感じでやりゆうんでしょうか。ちょっと聞いてみたい。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 提供会員さんと、それからサービスを受ける、預けたいという会員さん、これは事前に面接をしてペアを事前につくることになっています。ただ、急なときにその提供会員さんの都合がつかない場合がありますから、その提供会員さん、1人のサービスを受けたい方が提供の際に3つぐらいのペアを事前につくっておって、まずこの人がだめなときにはこの方というふうな、そういうことでやっておられるとお聞きしています。

◎大野委員 そうですか。何かやっぱりいろいろイレギュラーなことも起こると思うんで、そういうときにどう対処しゆうんかなとちょっと疑問に思ったもので、一回聞いてみ

たいなと思って。やっぱりこれ、あと県下全体に広げていただきたいと本当に思います。そのPRということで79万円ぐらいが計上されちゃうんですけど、やっぱりこれ本当に佐川なんかでは知らない人結構まだおられるんで、いかにそういうサービスがあるよというのを県民の方に知らせるのが一番大事やと思いますので、そっちのほうもやっていただきたいなと思っています。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 佐川町は2月からできましたので、センターができるとまた町内にも周知されると思いますが、今センターのない市町村のほうは、なかなかそういったファミリー・サポート・センターという制度を知らない方もおられますので、まずは県のほうでファミリー・サポート・センターって御存じですかみたいな周知をまずさせていただいて、その後で、その開設とかを目指していきたいという市町村については、県のほうでつくったリーフレットなんかも活用して働きかけをしていきたいと思っています。

◎大野委員 ありがとうございます。これ高知県中にやったらすごい、高知県って本当に育てやすい、子供を育てるええ県やなということになると思いますんで、ぜひお願いしたいと思います。

◎加藤副委員長 1点だけ。ソーレの運営費を計上していただいていますよね。このソーレですが、包括外部監査からも御指摘があったとおり、利用者もだんだん減っている、運営も厳しいと評価もございましたけれども、どんな状況ですか、利用者。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 ソーレの利用ですが、平成26年度につきましては利用件数が3,822件で利用者数は6万7,554人、ちなみに25年度につきましては件数が3,748件で利用件数が5万763人となっていますので、25年度に比べましたら26年度はふえている状況です。

◎加藤副委員長 ふえた要因はどんなことですかね。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 細かいものをちょっと今持っていないんですが、その時その時にニーズに合った形でのいろんなセミナーを開催したり、あと今まで弱い、企業とかへの働きかけもやっていっていますので、そういうことからふえたんではないかなと思っておりますけれど。

◎加藤副委員長 わかりました。大事ないろいろと機能があそこで担っていただいて、消費者生活とか女性の雇用のこととか、大事な施設だと思うんですけど、僕なんかも余りふだん行くことはないですけど、委員会、監査なんかで視察させていただくと、確かにさみしい印象はありますんで、やっぱり包括外部監査から利用者がどんどん減っているとかという指摘を見ると、もっと県民の皆さんに魅力的に使っていただけるような施設になるといいと思うわけですよね。場所もいいし、いい施設で、きれいですしね。なので、県としてどういう施設方針でやっていくとか、高知市と共同でやっているところにも難し

さがあるような気もするんですけど、運営方針、かつちりこういう施設として運営してほしいというのをもう一回ちょっと構え直すことも大事なんじゃないかと思えますけれど。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 ソーレの運営につきましては、県と高知市、それから財団のほうで2カ月に1回ぐらい定期的に3者会という、そういう場を持っています。そういうところでいろんな今後の方針とかというのも議論していますし、あとソーレにつきましては28年度がまた指定管理の切りかえになります。そういう時期ですので、またその運営方針等も、県のほうでもこういうふうに運営をと、計画、方針も立てながら、指定管理の切りかえをしていきたいと思っています。

◎加藤副委員長 本当にいい場所にあって、きれいな施設なんで、充実をしてほしいと、もうその思いですので、よろしくをお願いします。

◎浜田（英）委員 センター長は今まで大体県のOB、OGの指定席だったような気がしますけれども、今回、高知市のOGが就任をされるということについては、県の該当者はおらんかったんですか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 高知市のOGから現役にというのは事務局長です。館長は県のOBです。

◎西森委員 消費生活センター設置の条例ですけども、改正の内容の中で、消費生活センターの名称、住所等の告示となっているんですが、これ条例の案を見てみると、高知県立消費生活センターを高知市に設置するとなっているんですが、住所等の告示というのは高知市、これだけで構んという感じなんですか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 この分は、今までの指定管理条例もこの形で、はい。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上をもって、本日の委員会は終了し、この後の審査については月曜に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎依光委員長 それでは、以後の日程については月曜の午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。御苦労さまでした。 （16時5分閉会）